

別紙 8 有機農業推進総合対策

第 1 事業の実施方針

本事業は、我が国における国際水準の有機農業の取組を推進するため、有機農業指導員の育成、新たに有機農業に取り組む農業者の技術習得等による人材育成を推進するとともに、実需ニーズも踏まえたオーガニックビジネスの拠点的な産地づくりによる有機農産物の安定供給体制の構築及び国産有機農産物等の流通、加工、小売等の事業者と連携して行う需要喚起の取組を支援する。

第 2 定義

本事業における用語の定義は、次のとおりとする。

1 国際水準の有機農業

国際水準の有機農業とは、有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日付け農林水産省告示第 1605 号。以下「有機 JAS 規格」という。）第 4 条の基準を満たす生産方法（同条の表に定める転換期間中のほ場における生産を含む。）とする。

2 有機農産物等

有機農産物等とは、有機 JAS 認証を受けた農産物その他国際水準の有機農業で生産された農産物とする。

第 3 事業の内容

本事業は次の事業から構成されるものとし、各事業の取組内容、補助要件、成果目標の設定、審査基準、事業実施手続等は以下に定めるとおりとする。

1 有機農業新規参入者技術習得等支援事業

（1）有機農業新規参入者技術習得支援事業

I に定めるとおりとする。

（2）有機農地集約化試行支援事業

II に定めるとおりとする。

2 有機農産物安定供給体制構築事業

（1）オーガニックビジネス実践拠点づくり事業

III に定めるとおりとする。

（2）オーガニックビジネス拡大支援事業

IV に定めるとおりとする。

（3）産地間・自治体間連携支援事業のうち自治体間連携活動支援事業

V に定めるとおりとする。

（4）産地間・自治体間連携支援事業のうち生産技術課題対応実証支援事業

VI に定めるとおりとする。

（5）産地間・自治体間連携支援事業のうち流通技術課題対応実証支援事業

VII に定めるとおりとする。

3 国産有機農産物等バリューチェーン構築推進事業

VIII に定めるとおりとする。

4 有機農業推進体制整備交付金

IX に定めるとおりとする。

第 4 事業実施主体の要件

本事業を構成する事業の実施主体は、以下の要件を全て満たすものとする。

1 事業実施主体の代表者や役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は

支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

- 2 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約等（以下「規約等」という。）が定められていること。
- 3 規約等において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第5 事業実施に当たっての留意事項

効率的かつ効果的な事業実施のため、有機農業推進総合対策事業のうち他の事業の実施主体との連携に努めるものとし、必要に応じ、担当者間で相互の取組や事業実施計画の一部（事業計画の内容、成果目標等）を情報共有すること。

I 有機農業新規参入者技術習得支援事業

第1 事業の内容

新たに有機農業に取り組む農業者（営農を始めて5年以内の農業者であって、営農開始時から国際水準の有機農業に取り組んでいる、若しくは営農の一部又は全部を国際水準の有機農業に転換している（予定している場合を含む。）ものをいう。以下同じ。）が、国際水準の有機農業に関する有機 JAS の制度や技術的基準等を習得するため、有機 JAS に関する研修や初回のほ場実地検査（以下「有機 JAS ほ場実地検査」という。）を受講・受検する機会を提供する取組を支援する。

1 事業の取組内容

本事業で支援する取組内容は、次に掲げるとおりとする。

（1）取組内容

ア 事業リーフレットの作成及び支援希望者の募集

イの支援を希望する者を募集するため、新たに有機農業に取り組む農業者に本事業の支援内容や手続等を説明するリーフレットの作成、事業説明会の開催、インターネット、SNS 等を活用した告知等を行うものとする。

なお、事業実施に当たっては、インターネット等を活用し全国の農業者の利便性に配慮するものとする。

イ 有機 JAS 制度に関する研修等の受講・受検の支援

本事業の支援対象となる農業者（以下「支援対象者」という。）に対し、有機 JAS 講習会の受講及び有機 JAS ほ場実地検査の受検の機会を提供するため、（2）により必要な経費を支援するものとする。

ウ 受講・受検の成果のフォローアップ

支援対象者の研修等の受講・受検の成果を把握するため、有機 JAS の制度等及び有機 JAS ほ場実地検査に関する理解度並びに有機 JAS 認証取得に向けた取組状況を把握するアンケート調査等を行うものとする。

（2）有機 JAS 制度に関する研修等の受講・受検に係る経費の支援

（1）イの支援は、次のとおりとする。

ア 支援対象者の要件

支援対象者は、以下の（ア）から（エ）までの全ての要件を満たすものとする。

（ア）有機農業を開始（新規就農又は栽培方法を有機農業に転換）して5年以内であり、今後も有機農業に取り組んで行く意向があること。

（イ）過去に有機 JAS ほ場実地検査を受けていないこと。

（ウ）本事業終了後、有機 JAS 認証を取得する意向があること。

（エ）（1）ウのアンケート調査や、事業実施主体が事業実施年度の翌年度以降に行う有機 JAS 認証取得状況調査に協力すること。

イ 補助対象経費及び上限額

支援対象者の補助対象経費及び上限額は、以下の（ア）及び（イ）とする。

（ア）有機 JAS 講習会の補助対象経費は、講習会受講料（教材費を含む。）の実費のみとし、上限額は1農業者当たり30,000円とする。交通費、宿泊費は対象外とする。

（イ）有機 JAS ほ場実地検査の補助対象経費は、検査料（検査員の交通費を含む。宿泊費は支援対象としない。）の実費のみとし、上限額は1農業者当たり90,000円とする。

ウ 支援対象者の数

有機 JAS 講習会の受講者150名、有機 JAS ほ場実地検査の受検者75名を想定しているが、これ以上の応募があった場合は予算の範囲内で支援するものとする。

エ 手続の流れ

支援対象者への交付等に係る手続は次のとおり行うものとする。

(ア) 要領の作成

事業実施主体は、本取組の実施に当たり、あらかじめ、取組の趣旨、内容、仕組み、支援対象者への補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、別添 4 により生産局長に提出の上、その承認を受けるものとする。

(イ) 支援対象者の公募及び採択

a 事業実施主体は、支援対象者を公募し、その際、応募者から応募書（有機農業を開始した時期及び有機 JAS 認証の取得する予定の時期を含む）を提出させ、提出のあった応募書について審査を行い、内容に不備等がない場合には、予算の範囲内で支援対象者を選考・採択し、採択された旨を応募者に通知するものとする。内容の不備等により採択しなかった場合にも、その旨を通知するものとする。

b 事業実施主体は、支援対象者の採択結果を別添 5 により取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

(ウ) 支援対象者の実績報告及び補助金の交付

a 事業実施主体は、支援対象者に対し、取組完了後の実績報告を求めるものとする。

b 事業実施主体は、支援対象者から a の報告があった場合は、内容に遺漏無きことを確認した上で、当該支援対象者に補助金を交付するものとする。

(エ) 支援対象者の状況把握

事業実施主体は、必要に応じて支援対象者から報告を求めること等により、取組の進捗状況を把握するものとする。

(オ) 支援対象者の状況報告

事業実施主体は、支援対象者における有機 JAS 認証の取得状況（未取得の場合にはその理由）を把握するため、事業実施年度の翌年度から令和 7 年度まで、毎年度、支援対象者に対し、6 月末までに有機 JAS 認証の取得状況（未取得の場合にはその理由）について報告させるものとする。

2 補助要件

(1) 事業実施主体の要件

本事業の事業実施主体は、別紙 8 本体の第 4 のほか以下の要件を全て満たし、かつ、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

ア 補助金交付に係る事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

イ 個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）及び関係法令を遵守するための規定や体制を有し、情報通信技術に関する知見を有する者が参画していること。

(2) 補助要件

ア 1（1）に掲げる取組内容を全て行うこと。

イ 中立・公正な立場で全国各地の農業者に支援を行うこと。

ウ 支援対象者の有機 JAS 認証の取得状況を取りまとめ、事業実施年度の翌年度から令和 7 年度まで、毎年度、生産局長に報告すること。

3 成果目標の設定

本要綱本体第 3 の 2 の成果目標の設定に関して必要な事項について、本事業の成果目標は以下のものとし、目標年度は令和 3 年度とする。

成果目標 事業説明会の開催やインターネット、SNS 等を活用した告知等を 10 回以上実施。

4 審査基準

本要綱別表第4の2の審査基準は以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体の体制

- ア 全国の新規就農者へのサポートを提供する業務を行っている者が参画しているか。
- イ 全国の有機農業者へのサポートを提供する業務を行っている者が参画しているか。
- ウ インターネットを通じた募集等の業務を行っている者が参画しているか。
- エ 有機 JAS 制度に関する知見を有する者が参画しているか。
- オ 事業終了後の支援対象者へのフォローアップ体制があるか。

(2) 取組の高度化

- ア 農業者との申請や交付に係る手続方法が書類の簡素化に資する計画となっているか。
- イ 事業終了後のフォローアップの方法が具体的な計画になっているか。
- ウ 本事業の取組内容のほか、新たに有機農業に取り組む農業者に対し、提供可能なサービスが1つ以上あるか。
- エ 本事業の取組内容のほか、新たに有機農業に取り組む農業者に対し、提供可能なサービスが2つ以上あるか。
- オ 本事業の取組内容のほか、新たに有機農業に取り組む農業者に対し、提供可能なサービスが3つ以上あるか。

第2 事業実施計画等

事業実施主体は、本要綱本体第6の1(1)の規定に基づき、別添1により生産局長に事業実施計画を提出するものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第7の1の規定に基づき、別添2により事業完了年度の翌年度の7月末日までに生産局長に事業実施状況報告を提出するものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要綱本体第8の1の規定に基づき、別添3により目標年度の翌年度の7月末日までに生産局長に自己点検評価を提出するものとする。

Ⅱ 有機農地集約化試行支援事業

第1 事業の内容

有機農業への新規就農者（自営農業就農者及び新規参入者のほか雇用就農者を含む。以下同じ。）及び慣行栽培等から有機農業への転換者（以下「転換者」という。）が営農しやすい環境（周辺地域からの有機 JAS 規格第3条に定める使用禁止資材の飛散や流入等のリスクを軽減し緩衝帯を小さくできるなど）を整備するため、市町村等が、複数の耕作放棄地等をまとめて有機 JAS ほ場に転換（以下「有機集約農地」という。）する試行的取組を支援する。

1 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

（1）取組内容

ア 事業計画の検討

本事業の事業実施主体や地域関係者（地域の地権者や耕作者、農地中間管理機構職員、JA 等）を参集し、有機集約農地の確保に向けた事業実施計画の内容やその進め方の確認その他本事業の目標達成に向けて必要な事項について調整・検討を行う。

イ 地権者や関係者の合意形成を図る取組

有機集約農地を確保する計画を有する地域関係者の合意形成を図るため、本事業の趣旨や取組内容に関する地権者等向け説明会の開催、地権者及び近隣住民に対する有機農業者受け入れ等に関する意向アンケートの実施、先進地事例の調査及び事例報告のとりまとめ、有機集約農地の利用を希望する農業者と地権者等とのマッチングに向けた相談会の開催等、地域の状況に応じ必要な取組を行う。

ウ 有機集約農地への転換・管理

農地を有機集約農地に転換又は維持するため、除草、耕うん等のほ場管理、土壌分析、たい肥の施用、緑肥の播種・すき込み等による土づくりの取組等、地域の状況に応じ必要な取組を行うとともに、有機 JAS 認証を受けるための取組を行う。

エ 取組成果の概要の作成

本事業で実施した際の課題やその解決策、取組内容等を簡潔にまとめた成果概要を作成する。

（2）実施に当たっての留意事項

（1）エで作成した取組成果の概要は、ホームページでの掲載、セミナーでの事例発表、市町村等の視察の受け入れ等を通じ、情報発信を行うものとする。

2 補助要件

（1）事業実施主体の要件

本事業の事業実施主体は、別紙8 本体の第4 のほか以下の要件を全て満たし、かつ、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

ア 協議会の場合は、有機集約農地の存する市町村が参画していること。

イ 市町村公社の場合は、有機農業向けに集約化する計画の対象農地の管理その他必要な業務を実施することについて、有機集約農地の存する市町村との間で合意していること。

（2）補助要件

1 （1）に掲げる取組内容を全て行うこと。

3 成果目標の設定

本要綱本体第3の2の成果目標の設定に関して必要な事項について、本事業の成果目標は以下のものとし、目標年度は令和3年度とする。

成果目標 有機集約農地を2ha以上確保

なお、当該農地は、以下のア及びイを満たすものとする。

ア 三筆以上のほ場が連続し、それぞれのほ場の一边が他のいずれかのほ場の一边と隣接している一団の農地が含まれていること。

イ 有機JAS規格の基準を満たすことが確認され、転換期間中の状況であること。

4 審査基準

本要綱別表第4の2の審査基準は以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体の体制

ア 参画している市町村の条例又は地域再生計画など農業以外の計画等に有機農業が位置付けられているか。

イ 参画している市町村に、新規就農者をサポートする体制があるか。

ウ 参画している市町村に、有機農業者をサポートする体制があるか。

エ 構成員の中に、有機農業への新規就農者や転換者に農地の斡旋・紹介等を行った実績のある者が参画しているか。

オ 構成員の中に、有機農業のほ場管理を行った実績のある者が参画しているか。

(2) 取組の高度化

ア 参画している市町村は、有機農業と地域振興を考える自治体ネットワークの会員であるか。

イ 有機集約農地の利用を予定する農業者が決まっているか。

ウ 有機集約農地は五筆以上のほ場が連続しているか。

エ 有機集約農地は3ha以上であるか。

オ 参画している市町村に、新規就農者を主な対象とした支援措置があるか。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要綱本体第6の1(1)の規定に基づき、別添1により事業実施計画を作成し、事業の対象区域が所在する都道府県を管轄する地方農政局長（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

2 事業実施計画の承認

地方農政局長は、1の規定により提出された事業実施計画の内容を審査し、適当と認めた場合は、事業実施主体に対し当該計画の承認を通知するものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第7の1の規定に基づき、別添2により事業完了年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長に事業実施状況を報告するものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要綱本体第8の1の規定に基づき、事業実施主体自らが行う事業を評価し、別添3により目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長にその結果を報告するものとする。

Ⅲ オーガニックビジネス実践拠点づくり事業

第1 事業の内容

実需ニーズも踏まえたオーガニックビジネスの拠点的な産地（以下「実践拠点」という。）づくりを推進するため、技術研修会の開催、販路確保に向けた取組、生産・出荷拡大に必要な機械のリース導入等を支援する。

1 事業の取組内容

本事業は、以下の（１）に掲げる支援の種類を設けるとともに、支援する取組の内容は（２）に掲げるものとする。なお、本事業の実施主体は、（１）ア若しくはイの（ア）又はイの（イ）のうちいずれか１つの支援の種類を選択し、それぞれ２の補助要件、３の成果目標等に即して実施するものとする。

（１）支援の種類

ア 販路確保型

有機農業への新規就農者又は転換者が現に存在し、今後も増加が見込まれるものの、このような農業者だけでは十分な販路確保が難しい地域において、地方自治体が有機農産物等の一定の需要の確保を図ることにより、有機農業への新規就農者及び転換者をより多く受け入れられる実践拠点を育成するものとする。

イ 供給拡大型

国内外の市場ニーズに応じた有機農産物の安定供給体制構築に向け、以下の２タイプの実践拠点を育成するものとする。

（ア）生産主導タイプ

既に一定量の有機農産物等が生産されている地域において、取組面積拡大や作業効率化等により生産・出荷量の拡大を図るタイプ

（イ）実需ニーズ対応タイプ

高い需要があるものの、国内での生産が十分でなく、国産品の調達が難しい品目（輸入割合が高い有機果実、有機大豆、有機小麦等）について、実需者から新規作付け、増産、品質向上等が必要となる調達希望（ニーズ）が産地に提示されており、当該ニーズに対応するために生産・出荷量の拡大を図るタイプ

（２）取組内容

ア 事業推進に関する検討

複数の有機農業者を始め、必要に応じ近隣の農業者、自治体・各種団体関係者、当該地域の有機農産物等の流通・加工・小売等に関わる事業者等を参集し、実践拠点づくりの推進に向け、事業計画の内容やその進め方の確認、会計処理のルール等の確認、その他本事業の目標達成に向けて必要な事項等について調整・検討を行う。

イ 栽培技術力・経営力向上のための取組

実践拠点の有機農業者の栽培技術や経営力の向上を図るため、以下の取組を一体的に実施する。

なお、実施に当たっては、有機農業への新規就農者及び転換者の技術力や経営力の向上に資するよう留意するものとする。

（ア）研修ほ場の設置等

実践拠点において今後有機農業を開始することを希望する者を対象とする研修ほ場の設置、及び同ほ場を活用した地域の熟練有機農業者（有機農業に取り組んでいる者であって、有機農業への新規就農者及び転換者に技術や経営等に関する指導を行う者とする。以下同じ。）や有識者による技術講習会等の開催

（イ）新たな栽培技術の実証等

実践拠点の有機農業者や関係者が共同で行う、新たな栽培技術（栽培品目の生育状況、収量、品質等を改善するものに限る。）の実証を行うための実証ほ場の設置、農業機械のリース、実証データの収集・分析及び同ほ場を活用した地域の熟練有機農業者や有識者による技術講習会等の開催

(ウ) 労働時間や生産コストの分析等

実践拠点の有機農業者や関係者が共同で行う、農業機械のリース、労働時間や生産コスト等の分析や改善策の検討を行うためのデータの収集・分析及び地域の熟練有機農業者や有識者による講習会等の開催

(エ) 栽培技術・経営力向上マニュアル等の作成

上記（ア）から（ウ）までの取組及び実践拠点の存する地域で過年度に行われた同様の取組の結果等を踏まえた地域の環境に適した栽培技術や経営力向上に関するマニュアルや技術指導書等の作成

(オ) 栽培技術・経営力向上に係るソフトウェア等の導入実証

上記（ア）から（ウ）までの取組及び実践拠点の存する地域で過年度に行われた同様の取組の結果等を踏まえた地域の環境に適した栽培技術や経営力向上をサポートするソフトウェアやアプリケーションの導入実証

(カ) 経営力向上・表示制度に係る研修会等

実践拠点の有機農業者の栽培技術・経営力の向上、有機農業者や関係者の有機 JAS 認証制度を含む表示制度等の理解増進に資する研修会等の開催

(キ) 有機農業への新規就農者及び転換者の土づくり技術実証

有機農業への新規就農者及び転換者の経営するほ場等の土づくりのための技術実証

(ク) 成果報告会等

上記（ア）から（キ）までの取組成果を共有するための報告会や検討会の開催

ウ 安定供給体制構築のための取組

実践拠点で生産される有機農産物等やその加工品を安定的に供給する体制を構築するため、以下の取組を一体的に実施する。

なお、実施に当たっては、有機農業への新規就農者及び転換者の販路開拓・拡大に資するよう留意するものとする。

(ア) 販売戦略等に係る意見交換会等

地域の生産能力、実需の動向、出荷の方法、加工等を含む販売戦略等、農産物の安定供給体制構築に向けた戦略や課題を検討・共有するための意見交換会や検討会の開催

(イ) 生産・出荷効率化に係る講習会等

実践拠点やその近隣における栽培品目、生産量、作付け時期等の調整を行うための意見交換会や検討会の開催及び生産や出荷の調整・管理を効率化するための手法等に関する講習会等の開催

(ウ) 生産・出荷効率化に係るソフトウェア等の導入実証

実践拠点やその近隣における栽培品目、生産量、作付時期等の調整並びに生産及び出荷の調整・管理の効率化をサポートするソフトウェアやアプリケーションの導入実証

(エ) 需要調査

実需者の意向把握調査（店舗調査を含む。）や需要量の調査

(オ) 展示会への出展、実需者の招へい・商談等

実需者を訴求対象に含む展示会やイベントへの出展、実践拠点や同拠点に関係する場への実需者の招へい、商談等、新たな販路開拓に向けた取組や意見交換会等の実施及びこれらに必要となる実践拠点の取組や有機農産物等に関する資料（映像資

- 料を含む。)の作成
- (カ) 加工品の試作開発
販路開拓に必要な加工品の試作開発や食品加工機械のリース
- (キ) 学校給食等での利用拡大
協議会に参画する地方自治体内の学校給食等で利用する有機農産物等の栽培計画、集荷方法、納品規格等に関する調整・検討やマニュアルの作成、農産物の調理品又は加工品の試作、実践拠点における有機農業の取組及び有機農産物等に関する資料（映像資料を含む。）の作成

2 補助要件

(1) 販路確保型の要件

ア 事業実施主体の要件

本事業の実施主体は、別紙8本体の第4のほか以下の要件を満たし、かつ、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

(ア) 協議会であって、その構成員に以下のaからcまでの者が全て参画していること。

a 有機農産物等を利用する取組を新たに計画している、又は既に実施している場合は利用拡大を計画している地方自治体の職員。

なお、有機農産物等を利用する取組とは、地方自治体内の学校給食等での利用、地方自治体に関わるイベントでの提供等、有機農産物等が概ね100人以上に提供されることが見込まれるものとする。

b 原則として5名以上の有機農業者とし、その中に熟練有機農業者を1名以上、有機農業への新規就農者又は転換者を1名以上含むものとする。ただし、法人や団体等（以下「団体等」という。）を構成員に含む場合、当該団体等に属するこれらの者の数を個別に計上することができる。

また、事業開始後にやむを得ず上記の要件を満たなくなった場合は、有機農業への新規就農者又は転換者を募ること等により、要件を満たすように努めるものとする。

c 上記a及びbの他、近隣の農業者、各種団体関係者、生産された有機農産物等に関わる事業者や実需者、給食関係者、イベント関係者等のうちいずれかの者。

イ 補助要件

(ア) 1(2)の取組内容のうちアの事業推進に関する検討は、必ず実施すること。

(イ) 1(2)の取組内容のうちイの栽培技術力・経営力向上のための取組を行う場合は、イ(ア)から(ク)までの中から2項目以上を、ウの安定供給体制構築のための取組を行う場合は、ウ(ア)から(キ)までの中から2項目以上を選択し、一体的に実施すること。

(ウ) 1(2)の取組内容のうちイ(オ)の栽培技術・経営力向上に係るソフトウェア等導入実証、及びウ(ウ)の生産・出荷効率化に係るソフトウェア等の導入実証は、支援対象としない。

(エ) 1(2)の取組内容のうちイ(イ)の新たな栽培技術の実証等及び(ウ)の労働時間や生産コストの分析等における農業機械のリース、並びにウ(カ)の加工品の試作開発における食品加工機械のリースは、支援対象としない。

(2) 供給拡大型の要件

ア 生産主導タイプの要件

(ア) 事業実施主体の要件

本事業の実施主体は、別紙8本体の第4のほか以下の要件を全て満たし、かつ、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

- a 協議会や法人等の代表者や役員等に、有機農業を始めて5年以上の者であって、有機農産物等の共同出荷に取り組んでいる者を含むこと。
- b 本事業の成果を受益する有機農業者が3戸以上又は農業従事者（原則年間150日以上従事）が5名以上であること。
- c 中小企業又は小規模事業者であること（ただし、以下のaからcまでのいずれかに該当する中小企業者は除く。）。
- （a）発行済株式の総数または出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者
- （b）発行済株式の総数または出資価格の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者
- （c）大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者
- d 協議会の場合は、構成員に（1）ア（ア）のb及びcの要件を満たす者が参画していること。

イ 実需ニーズ対応タイプの要件

（ア）事業実施主体の要件

本事業の実施主体は、別紙8本体の第4のほか以下の要件を全て満たし、かつ、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

- a 実需者から新規作付け、増産、品質向上が必要となる以下の内容を含む具体的な有機農産物の調達希望（ニーズ）を受けていること。
 - （a）品目
 - （b）品種、規格、品質等
 - （c）数量
- b 協議会や法人等の代表者や役員等に、有機農業を始めて5年以上の者であって、有機農産物等の共同出荷に取り組んでいる者を含むこと。
- c 本事業の成果を受益する有機農業者が3戸以上又は農業従事者（原則年間150日以上従事）が5名以上であること。
- d 中小企業又は小規模事業者であること（ただし、以下の（a）から（c）までのいずれかに該当する中小企業者は除く。）。
- （a）発行済株式の総数又は出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者
- （b）発行済株式の総数又は出資価格の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者
- （c）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者
- e 協議会の場合は、構成員に（1）ア（ア）のb及びcの要件を満たす者が参画していること。

（3）個別の取組項目の実施要件

本事業の1の（2）に定める取組項目の実施に当たっては、以下の要件を満たすものとする。

ア 取組内容のうちイ（キ）の有機農業への新規就農者及び転換者の土づくり技術実証を行う場合の補助要件及び補助対象は、次のとおりとする。

（ア）実証を行う場所は、事業実施主体が必要と認めた、有機農業への新規就農者及び転換者の経営するほ場に限定するとともに、有機農業への新規就農者及び転換者

は、熟練有機農業者や学識経験者等による技術指導を受けるものとする。

ただし、同一の者の経営するほ場での取組は、各年度において1取組までとし、過年度のオーガニックビジネス実践拠点づくり事業で採択実績のある地域において、過年度の取組に係るほ場を経営していた者と同一の者が経営するほ場での取組は、通算で2取組までとする。

(イ) ほ場で利用する堆肥等は、有機 JAS 規格別表 1 に定める肥料及び土壌改良資材に限るものとし、その購入費（運搬及び散布に係る経費を含む。）を補助対象とする。

イ 取組内容のうちイ（エ）の栽培技術・経営力向上マニュアル等の作成、ウ（ア）の販売戦略等に係る意見交換会等及び（エ）の需要調査の取組については、前年度に本事業を活用し同様の取組を行った場合は、補助対象外とする。

ウ 農業機械又は食品加工機械をリース導入する場合の基準は、次のとおりとする。

（ア）リースの対象となる機械の利用者の範囲

リースの対象となる機械の利用者は、事業実施計画で定める範囲において農業者又は団体等（農業者を構成員に含む団体又は農地所有適格法人に限る。）とする。

（イ）農業機械及び食品加工機械の範囲

農業機械の範囲は、有機農産物の生産・出荷拡大に必要なものとし、食品加工機械の範囲は、製造・加工等機械のうち、有機農産物の加工に必要なものとする。

ただし、次に掲げる機械は対象機械の範囲から除くものとする。

- a 農業機械のうち、トラクター、田植機（紙マルチ田植機を除く。）、田植装置を有する栽培管理ビークル、自脱型コンバイン等汎用性の高いもの
- b 販売業者により設定されている希望小売価格又はこれが設定されていない場合は一般的な実勢価格が消費税を除いて 50 万円未満のもの。
- c 利用者が既に利用している機械と同程度の能力のもの。

（ウ）機械の利用条件

- a 有機農産物の生産・出荷量、有機加工食品の製造・加工量等に応じた適正な処理能力とすること。
- b （ア）に定める利用者が共同利用するものであること。

（エ）リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）と利用者の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- a 事業実施計画に記載された利用者及び機械に係るものであること。
- b リース事業者が納入する機械は原則として一般競争入札で選定すること。
- c リース期間は法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。）以内であること。
- d 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がないものであること。
- e リース期間終了後、利用者にリース物件を譲渡する旨の定めがないこと。
- f スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等をリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が、「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和 2 年 3 月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

エ リース料の助成額

リース料助成額は、対象機械等ごとに次に掲げる a 及び b の算式に基づき計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計額とする。

なお、算式中のリース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械等利用者が機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の少数第3位の数字を四捨五入して少数第2位で表した数値とする。

- a リース料助成額＝リース物件価格×(リース期間／法定耐用年数)×1／2以内
- b リース料助成額＝(リース物件価格－残存価格)×1／2以内

(4) その他の要件

ア 本事業の事業実施主体は、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）を確認の上、同規範別添〇のチェックシート（農業 事業者団体向け）を持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付要綱（平成31年4月1日付け30生産第2180号農林水産事務次官依命通知）第15に定める実績報告（以下「実績報告」という。）の期日までに、地方農政局長（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）宛てに提出するものとする。

イ 農業生産工程管理（GAP）の導入

事業実施主体は、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（平成22年4月21日付け22生産第479号農林水産省生産局長通知）に沿った農業生産工程管理をより多くの農業者が導入するよう努めるものとする。

ウ 次の取組は、補助対象としない。

- (ア) 事業実施主体が自力又は他の助成により現に実施し、若しくは既に実施を完了している取組
- (イ) 国の他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組
- (ウ) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (エ) 事業所の家賃等事業実施主体の経常的な運営経費
- (オ) その他この事業を実施する上で必要とは認められない経費及びこの事業の実施に要したことを証明できない経費
- (カ) 特定の個人又は法人のみの資産形成若しくは販売促進につながるPR活動として行う、ポスター、リーフレット等の作成、新聞、ラジオ、インターネット等マスメディアによる宣伝及び広告、物品の販売のみを行うイベントへの出展等の取組
- (キ) 農畜産物の生産費補填（生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償

(5) 補助金の返還

国は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体に対して報告を求めることができるものとし、これらの事由のいずれかに該当する場合において、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の一部若しくは全額を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付した補助金の一部若しくは全額の返還を求めることができるものとする。

ア 事業実施計画書等の書類に虚偽の記載があった場合

イ 事業成果の評価等の報告を怠った場合

ウ 事業により導入した機械について事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断した場合

エ 事業により導入した機械のリース契約を解約した場合

3 成果目標の設定

本要綱本体第3の2の成果目標の設定その他必要な事項は、支援の種類ごとに以下のと

おりとし、目標年度は令和6年度とする。

なお、国際水準の有機農業について、農業者又は取組面積として算定するものは、①有機 JAS 認証を取得している、②国際水準の有機農業が行われていることを、地方自治体、民間企業又は団体等の制度若しくは仕組みで確認されている若しくは③有機農業指導員等により確認されているものとする。

(1) 販路確保型

成果目標は、以下のア及びイの両方とする。また、以下のウ及びエは成果目標の参考指標として、事業実施年度の前年度及び目標年度が比較できるよう把握しておくものとする。

ア 有機農業への新規就農者及び転換者の合計人数

事業実施年度の前年度の有機農業者数の10%以上増加

イ 新たに有機 JAS 認証を取得した農業者数

事業実施年度の前年度の有機 JAS 認証取得農業者数の10%以上増加

(前年度の有機 JAS 認証取得農業者がゼロの場合は、事業実施年度の前年度の有機農業者数の10%以上とする。)

ウ 国際水準の有機農業の取組面積

エ 有機農産物等の出荷量

(2) 供給拡大型

成果目標は、以下のアからウまでのいずれかを選択するものとする。なお、成果目標に選択しなかった2つの指標は、成果目標の参考指標として、事業実施年度の前年度及び目標年度が比較できるよう把握しておくものとする。

(前年度の有機 JAS 認証を取得した取組面積や農産物がゼロの場合は、それぞれ事業実施年度の前年度の国際水準の有機農業の取組面積、有機農産物等の出荷量の10%以上とする。)

ア 有機 JAS 認証を取得した取組面積

事業実施年度の前年度から10%以上増加

イ 有機 JAS 認証を取得した農産物のお荷量

事業実施年度の前年度から10%以上増加

ウ 有機 JAS 認証を取得した農産物の販売額

事業実施年度の前年度から10%以上増加

4 審査基準

本要綱別表第4の2の審査基準は以下のとおりとする。

(1) 販路確保型

ア 有機農業の取組の波及性

(ア) 協議会の構成員に有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク会員の市町村が含まれているか、又は複数の市町村が含まれているか。

(イ) 協議会の構成員に都道府県又は複数の市町村を管轄する都道府県関連機関や農業団体等が含まれているか。

(ウ) 協議会の構成員に有機農業への新規就農者又は転換者が2名以上含まれているか。

(エ) 協議会の構成員に有機農業者が6名以上含まれているか。

(オ) 取組内容のうちイ(ク)の成果報告会等を行う計画となっているか。

イ 有機農業の取組の高度化

(ア) 取組内容のうちイの栽培技術力・経営力向上のための取組及びウの安定供給体制構築のための取組の双方に取り組んでいるか。

(イ) 取組内容のうちイの栽培技術力・経営力向上のための取組に3つ以上取り組んで

いるか。

(ウ) 取組内容のうちウの安定供給体制構築のための取組に3つ以上取り組んでいるか。

(エ) 2つの成果目標の増加割合がいずれも15%以上であるか。

(オ) 取組内容のうちイ(カ)の経営力向上・表示制度に係る研修会等のうち、有機JAS認証制度の理解増進に資する研修会を開催する計画となっているか。

(2) 供給拡大型

ア 有機農業の取組の波及性

(ア) 事業実施主体の代表者又は役員等に、農業経営基盤強化法(昭和55年法律第65号)に基づく農業経営改善計画の認定を受けた農業者(認定農業者)が含まれているか。

(イ) 事業実施主体に有機農業への新規就農者又は転換者が1名以上含まれているか。

(ウ) 事業実施主体に市町村、都道府県、関連機関や農業団体等が含まれているか。

(エ) 本事業の成果を受益する有機農業者が5戸以上であるか。

(オ) 取組内容のうちイ(ク)の成果報告会等を行う計画となっているか。

イ 有機農業の取組の高度化

(ア) 取組内容のうちイの栽培技術力・経営力向上のための取組及びウの安定供給体制構築のための取組の双方に取り組んでいるか。

(イ) 取組内容のうちイの栽培技術力・経営力向上のための取組に2つ以上取り組んでいるか。

(ウ) 取組内容のうちウの安定供給体制構築のための取組に2つ以上取り組んでいるか。

(エ) 成果目標の増加割合が15%以上であるか。

(オ) 成果目標の増加割合が20%以上であるか。

5 その他

本事業の販路確保型の支援について、同一の事業実施主体が支援を受けられるのは、原則3か年までとする。ただし、当該事業実施主体が取組を実施する地域の範囲を拡大し、かつ、取組内容が異なる場合は、この限りでない。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要綱本体第6の1(1)の規定に基づき、別添1により事業実施計画を作成し、事業の対象区域が所在する都道府県を管轄する地方農政局長(北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)に提出するものとする。

ただし、事業実施主体が複数の都道府県の区域を対象として事業を行う場合は、主たる事務所が所在する都道府県を管轄する地方農政局長へ提出するものとする。

2 事業実施計画の承認

地方農政局長は、1の規定により提出された事業実施計画の内容を審査し、適当と認めた場合は、事業実施主体に対し当該計画の承認を通知するものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第7の1の規定に基づき、別添2により事業完了年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長に事業実施状況を報告するものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要綱本体第 8 の 1 の規定に基づき、事業実施主体自らが行う事業を評価し、別添 3 により目標年度の翌年度の 7 月末日までに地方農政局長にその結果を報告するものとする。

IV オーガニックビジネス拡大支援事業

第1 事業の内容

国際水準の有機農業の面的拡大と有機農産物等の安定的な供給体制の構築によるオーガニックビジネスの拠点的な産地づくりを更に推進するため、販売戦略（販路拡大等の課題への対応を含む。）を企画・提案するオーガニックプロデューサーの派遣や、実践拠点の農業者等と実需者との円滑なマッチングを促す取組を支援する。

1 オーガニックプロデューサーの役割及び要件

（1）オーガニックプロデューサーの役割

オーガニックプロデューサーは、実践拠点に対して、有機農産物等の販売戦略（販路拡大等の課題（農業技術、物流、販売先等）への対応を含む。）の提案や実践拠点の農業者と実需者との円滑なマッチングの促進を行い、実践拠点におけるビジネス拡大を促進する。

（2）オーガニックプロデューサーの要件

オーガニックプロデューサーは、次のア及びイに該当する者の中から、事業実施主体が選定する者とする。ただし、事業実施主体は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）をオーガニックプロデューサーに選定することはできないものとする。

ア 実践拠点における有機農産物等の販売戦略（販路拡大等の課題への対応を含む。）を企画・提案できる者

イ 次の（ア）から（エ）までのうち1つ以上に該当する者

（ア）地域や近隣の有機農業者が容易に意見や情報を交換することのできる関係を構築する意欲及び能力を有する者

（イ）実践拠点において有機農業技術を指導する意欲及び能力を有する者

（ウ）実践拠点に新たな販路を提供する意欲及び能力を有する者

（エ）その他事業実施主体がオーガニックプロデューサーに任命することが適当であると認めた者

2 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

（1）事業推進に関する検討

本事業の進め方や会計処理のルール等の確認、その他本事業の成果目標達成に向けて必要な事項等について、事業の実施に関わる関係者を招集し、調整・検討を行う。

（2）オーガニックプロデューサーの派遣

1（1）に定めるオーガニックプロデューサーの役割を踏まえ、1（2）に定める要件を満たす者の中から、本事業の成果目標達成に必要な者をオーガニックプロデューサーとして予め選定する。実践拠点（全国10地域以上に派遣することを想定。）からの要望に応じて、オーガニックプロデューサーを派遣し、実践拠点で生産する有機農産物等及びその加工品の販売戦略（販路拡大等の課題（農業技術・物流・販売先等）への対応を含む。）を提案する。

（3）オーガニックプロデューサー会議の開催

複数のオーガニックプロデューサーの間で、個々の実践拠点の販路拡大等の課題について情報を共有するとともに、課題解決に向けた対応方針を協議するため、オーガニックプロデューサー会議を適時に開催する。なお、本会議には、オーガニックプロデュー

サー以外に有機農業や関連業界に知見を有する者を招へいできるものとする。

(4) 実践拠点と実需者とのマッチング及び商談の支援

実践拠点及び実践拠点に関連する地域（有機農産物等を加工する企業の存する地域等。3地域以上を想定。）への実需者（本事業関係者やオーガニックプロデューサーと同一の組織に属する者は含まない。）の招へい、及び首都圏や関西圏又はオンライン上において実践拠点の農業者や関係者が出展するビジネス商談会を開催することにより、実践拠点の農業者、実践拠点で生産される有機農産物等及びその加工品を製造・販売する者と実需者とのマッチングや商談を促す。

なお、ビジネス商談会の開催に当たっては、その開催形態（単独開催、本事業とは別に開催される既存の商談会での一部のブース出展やコーナー設置、本事業とは別に開催される有機農業に関わるセミナーとの同時開催等）は問わず、多くの実需者に対し、出展者情報の事前提供やビジネス商談会への参加呼びかけ等を行い、本会を契機とした事業者間のマッチングや商談が効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

(5) 成果の普及

(2) から (4) までの成果を普及するための報告書を取りまとめ、その内容を広く紹介する。

3 補助要件

(1) 事業実施主体の要件

本事業の実施主体は、別紙8本体の第4のほか以下の要件を全て満たし、かつ、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

- ・ 理事又は事業を担当する構成員として、有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通業者、実需者等のうち、複数の業種の者が参画していること。

(2) 補助要件

2に掲げる取組を全て行うこと。

4 成果目標の設定

本要綱本体第3の2の成果目標の設定に関して必要な事項について、本事業の成果目標は(1) から (2) までの全てとし、目標年度は令和3年度とする。

(1) オーガニックプロデューサーを派遣する全ての実践拠点で、有機農産物等及びその加工品の販売戦略（販路拡大等の課題への対応を含む。）の提案を行い、1実践拠点当たりの平均提案件数を10件以上とすること。

(2) ビジネス商談会におけるマッチング・商談等の件数 参加者1者当たり平均30件以上

5 審査基準

本要綱別表第4の2の審査基準は以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体の体制

ア 有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通業者、実需者等のうち、3種類以上の業種の者が参画しているか。

イ オーガニックプロデューサーの選定方法や基準について具体的な計画を策定しているか。

ウ 複数の分野を専門とするオーガニックプロデューサー候補者が選定されているか。

エ 農産物等の販売戦略（販路拡大等の課題への対応を含む）の提案等を行うコンサルティング業務の経験を有する者が2者以上参画しているか。

オ 有機農産物等の商談業務の経験を有する者が2者以上参画しているか。

(2) 取組の高度化

- ア オーガニックプロデューサー会議の開催時期や内容が、オーガニックプロデューサーの派遣時期等を踏まえ、具体的な計画になっているか。
- イ オーガニックプロデューサー会議に有機農業やその関連業界に知見を有する者が参画する計画になっているか。
- ウ オーガニックプロデューサーが実践拠点を複数回訪問する計画になっているか。
- エ 複数のオーガニックプロデューサーが実践拠点を訪問する計画になっているか。
- オ 実践拠点と実需者のマッチング及び商談に呼びかけ可能な複数の業態の実需者情報を把握しているか。

第2 事業実施計画等

事業実施主体は、本要綱本体第6の1（1）の規定に基づき、別添1により生産局長に事業実施計画を提出するものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第7の1の規定に基づき、別添2により事業完了年度の翌年度の7月末日までに生産局長に事業実施状況報告を提出するものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要綱本体第8の1の規定に基づき、別添3により目標年度の翌年度の7月末日までに生産局長に自己点検評価を提出するものとする。

V 産地間・自治体間連携支援事業のうち自治体間連携活動支援事業

第1 事業の内容

オーガニックビジネスの拠点的な産地づくりを推進するため、現在、オーガニックビジネス実践拠点づくり事業に取り組んでいる地域やこれまでに同様な取組を行ってきた地域（以下「産地」という。）、有機農業に関心を有する地方自治体、及びこれら地域における有機農業の取組拡大に関心を有する者・団体等の相互の連携を強化する。

1 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。なお、以下の取組の実施に当たっては、本取組が地方自治体のほか、産地その他の相互連携を促す場となるよう留意し、開催時期や開催場所、開催形態については地方自治体や産地の関係者が参加し、かつ相互の情報共有等が容易になるよう十分に工夫するものとする。

（1）有機農業の推進に関心を有する自治体を参集した会議の開催

「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）」に参加している自治体や、オーガニックビジネス実践拠点づくり事業の事業実施主体（以下「実践拠点」という。）に関わる自治体等を参集し、自治体における有機農業関連の取組に関する情報共有等を行うセミナー等を開催する。

（2）展示交流会の開催

ネットワーク参加自治体や実践拠点における有機農業の先進的な取組や技術等を展示し、地方自治体や民間企業等に情報発信する展示交流会を開催する。

2 補助要件

（1）事業実施主体の要件

本事業の事業実施主体は、別紙8本体の第4のほか以下の要件を全て満たし、かつ、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

- ・有機農業の推進や、地方自治体における施策の推進に関する業務経験を有する者が複数参画していること。

（2）補助要件

- ・1の（1）及び（2）の取組の両方を実施すること。なお、オンライン開催や複数回開催も可とするが、参加者の相互連携が促進されるよう留意すること。

3 成果目標の設定

本要綱本体第3の2の成果目標の設定に関して必要な事項について、本事業の成果目標は以下とし、目標年度は令和3年度とする。

- （1）1（1）セミナー等への参加自治体数 40以上
- （2）1（2）の展示交流会への参加者数 100名以上

4 審査基準

本要綱別表第4の2の審査基準は以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体の体制

- ア 有機農業の推進に関する業務経験を有する者が参画しているか。
- イ 地方自治体における施策の推進に関する業務経験を有する者が参画しているか。
- ウ 自治体を参集したセミナー等を実施した者が参画しているか。
- エ 展示交流会を実施した者が参画しているか。
- オ 有機農業関連団体の役員や有識者等、有機農業に知見を有する者が参画しているか。

(2) 取組の高度化

- ア 1 (1) の自治体を参集した会議において、参加者相互の連携を促進する取組が提案されているか。
- イ 1 (1) の自治体を参集した会議に 50 自治体以上を参集する計画となっているか。
- ウ 1 (2) の展示会で参加者相互の連携を促進する取組が提案されているか。
- エ 1 (2) の展示会に 200 名以上が参加する計画となっているか。
- オ 展示交流会で情報発信を行う自治体や実践拠点の負担を軽減する取組が提案されているか。

第2 事業実施計画等

事業実施主体は、本要綱本体第6の1(1)に基づき、別添1により生産局長に事業実施計画を提出するものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第7の1の規定に基づき、別添2により事業完了年度の翌年度の7月末日までに生産局長に事業実施状況報告書を提出するものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要綱本体第8の1に基づき、別添3により目標年度の翌年度の7月末日までに生産局長に自己点検評価を提出するものとする。

VI 産地間・自治体間連携支援事業のうち生産技術課題対応実証支援事業

第1 事業の内容

実践拠点や有機農業の産地に共通する生産技術課題（軽労化など有機農業の生産性向上）の解決に向け、全国複数か所において、有機農業の生産性向上に資する農業機械や栽培管理機器（以下「農業機械等」という。）の実証（現地条件に応じた農業機械等の最適な使用条件の確認、農業機械等の利用に伴う栽培方法の工夫の確認、これらの導入に伴う生産性の変化の把握等）や、その成果の普及に係る取組を支援し、有機農業等に関する産地間・自治体間の連携を強化する。

1 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業推進に関する検討

本事業の進め方や会計処理のルール等の確認、その他本事業の目標達成に向けて必要な事項等について、事業の実施に関わる関係者間で調整・検討を行う。

(2) 生産技術課題の解決に向けた実証の取組

有機農業に取り組む際に大きな作業負担となっている雑草対策（除草、抑草等）に関して、全国の複数か所において、作業時間短縮に資する農業機械等の最適な使用条件の確認、現地条件に応じた軽微な改良、農業機械等の利用に伴う作業時間の変化の把握等の実証の取組を支援する。

なお、実証の対象とする栽培品目や実証を行う場所は、実証結果がより広範な地域に活用されるように選定する。また、1種類の農業機械等あたり2か所以上を選定する。

(3) 成果の普及

上記(2)の実証成果を普及するため、報告書を取りまとめるとともに、実証を行った地域又は実践拠点（令和2年度以前に同様の事業を実施した地域を含む。）の存する地域のうち、2か所以上において、農業者向け成果講習会を開催する。

2 補助要件

(1) 事業実施主体の要件

本事業の実施主体は、別紙8本体の第4のほか以下の要件を全て満たし、かつ、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

・理事や事業を担当する構成員として、農業機械等のメーカー、有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、研究者、農業関連団体関係者等のうち、複数の業種の者が参画していること。

(2) 補助要件

ア 1の(2)及び(3)を必ず実施すること。

イ 1の(2)の取組において、スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を用いて実証を実施する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

3 成果目標の設定

本要綱本体第3の2の成果目標は、以下の(1)及び(2)の両方とし、目標年度は令和3年度とする。

(1) 農業機械等の導入による雑草対策に要する時間を、実証を行った全てのか所で現状比

10%以上短縮すること。

- (2) 農業者向け成果講習会において、全ての農業機械等で 50 名以上の農業者の参加を得ること。

4 審査基準

本要綱別表第 4 の 2 の審査基準は以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体の体制

- ア 2 社以上の農業機械等のメーカー又は栽培技術指導を行う団体が参画しているか。
- イ 農業機械等のメーカー、有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、研究者又は農業関連団体関係者等のうち、3 種類以上の業種の者が参画しているか。
- ウ 有機農業者向けの講習会を実施した経験を有する者が参画しているか。
- エ 実証する農業機械等は、過去 3 年以内に有機農業者への導入実績があるか。
- オ 実証する農業機械等は、導入時の生産者へのサポート体制が整備されているか。

(2) 取組の高度化

- ア 農業機械等の導入による雑草対策に要する時間に係る成果目標として、現状値より 15%以上向上する数値が設定されているか。
- イ 農業機械等の導入による雑草対策に要する時間に係る成果目標として、現状値より 20%以上向上する数値が設定されているか。
- ウ 農業機械等の実証内容が、具体的な計画になっているか。
- エ 農業機械等の実証地域が、複数の都道府県に配置され、かつ、一部の地方に偏っていないか。
- オ 成果講習会の開催数が、3 か所以上の計画になっているか。

第 2 事業実施計画等

事業実施主体は、本要綱本体第 6 の 1 (1) の規定に基づき、別添 1 により生産局長に事業実施計画を提出するものとする。

第 3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第 7 の 1 の規定に基づき、別添 2 により事業完了年度の翌年度の 7 月末日までに生産局長に事業実施状況報告を提出するものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要綱本体第 8 の 1 の規定に基づき、別添 3 により目標年度の翌年度の 7 月末日までに生産局長に自己点検評価を提出するものとする。

第 4 その他

- 1 第 1 の 1 (2) の実証は、事業全体で 2 種類以上の農業機械等を対象に行うこととするが、1 者で複数の種類の農業機械等の実証を計画する者を補助対象者とする 것도できるものとする。ただし、2 種類以上の農業機械等の実証に係る計画について、一部の農業機械等の実証のみを補助対象経費として選定し、調整を行う場合がある。
- 2 1 でいう「種類」とは、「除草機」等、農業機械等の一般的な名称として一括できる範囲を指す（ただし、例えば水田用と畑作用とで機械等の構造や性能が大きく異なる場合等は、異なる種類とする。）ものとし、「1 種類の農業機械等」の中に含まれる製品は、複数のメーカーのものであるか同一メーカーのものであるかを問わないものとする。また、同一の種類の農業機械等を、複数の栽培品目を対象として実証することもできるものとする。

Ⅶ 産地間・自治体間連携支援事業のうち流通技術課題対応実証支援事業

第1 事業の内容

実践拠点や有機農業の産地に共通する流通技術課題（個々の産地だけではロットが小さく流通量が不安定で高コスト等）に対応する実証の取組、を支援し、有機農業等に関する産地間・自治体間の連携を強化する。

1 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

（1）事業推進に関する検討

本事業の進め方や会計処理のルール等の確認、その他本事業の目標達成に向けて必要な事項等について、事業の実施に関わる関係者間で調整・検討を行う。

（2）流通技術課題の実証

実践拠点に共通する流通技術課題（個々の産地だけではロットが小さく流通量が不安定で高コスト等）に対応し、その解決を目指すため、全国2か所以上の有機農産物等の産地や2団体以上の出荷グループ等を対象として、多数の有機農業者や事業者・団体等の間で有機農産物等の集出荷に関する情報を共有する仕組み（アプリケーション等の導入、使用を含む。）を試験導入し、流通量の安定化、流通コストの軽減等の効果を把握する。

（3）成果の普及

（2）の成果を普及するための報告書を取りまとめるとともに、実践拠点や自治体職員等が参集するセミナー等の場を活用し、取組成果の普及を2回以上行う。

2 補助要件

（1）事業実施主体の要件

本事業の事業実施主体は、別紙8本体の第4のほか以下の要件を全て満たし、かつ、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

- ・理事や事業を担当する構成員として、有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通業者、実需者、農業関連団体関係者等のうち、複数の業種の者が参画していること。

（2）補助要件

- ・1（2）及び（3）の取組を必ず実施すること。

3 成果目標の設定

本要綱本体第3の2の成果目標の設定に関して必要な事項について、本事業の成果目標は以下の（1）から（3）までの全てとし、目標年度は令和3年度とする。

（1）産地の農産物の集出荷とりまとめ等による、令和元年度の農業者の物流コストからの削減率 10%以上

（2）流通技術課題の実証に参画する有機農業者数 50名以上

（3）1の（3）の取組への参加人数 50名以上

4 審査基準

本要綱別表第4の2の審査基準は以下のとおりとする。

（1）事業実施主体の体制

ア 有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通業者、実需者、農業関連団体関係者等のうち、3種類以上の業種の者が参画しているか。

- イ 現在、集出荷情報共有化の仕組み（アプリケーションに限らない）を提供している者が参画しているか。
 - ウ 実証する出荷情報共有化の仕組みは携帯型端末（スマートフォンやタブレット型端末等）で操作が可能か。
 - エ 実証する出荷情報共有化の仕組みは、過去３年以内に導入実績があるか。
 - オ 実証する出荷情報共有化の仕組みは、導入後のサポート体制が整備されているか。
- （２）取組の高度化
- ア 産地の農産物の集出荷取りまとめ等による農業者の物流コスト削減率が 15%以上となる計画となっているか。
 - イ 成果の普及の取組について、参加人数が 100 名以上となる計画となっているか。
 - ウ 集出荷情報共有化の実証内容が、具体的な計画になっているか。
 - エ 集出荷情報共有化の実証結果の活用方針が、具体的な計画になっているか。
 - オ 成果の普及の進め方が、具体的な計画になっているか。

第２ 事業実施計画等

事業実施主体は、本要綱本体第 6 の 1（１）の規定に基づき、別添 1 により生産局長に事業実施計画を提出するものとする。

第３ 点検評価等

１ 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第 7 の 1 の規定に基づき、別添 2 により事業完了年度の翌年度の 7 月末日までに生産局長に事業実施状況報告を提出するものとする。

２ 事業の評価

事業実施主体は、本要綱本体第 8 の 1 の規定に基づき、別添 3 により目標年度の翌年度の 7 月末日までに生産局長に自己点検評価を提出するものとする。

VIII 国産有機農産物等バリューチェーン構築推進事業

第1 事業の内容

国産有機農産物等に関わる新たな市場を創出していくため、国産有機農産物等を取り扱う流通、加工、小売等の事業者と連携して行う、国産有機農産物の消費者の需要及び加工向け需要を喚起し、事業者間のマッチングを促進する取組を支援する。

1 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国産有機農産物等活用の取組事例集の作成

国産有機サポーターズにおける国産有機農産物等の取扱いや消費拡大に向けた消費者向けの取組等（農産物販売、加工品製造・販売、料理の開発・提供等）の事例集を作成し、SNS 又はホームページ等で消費者に対し周知を行う。

(2) 国産有機農産物活用ワークショップの開催

国産有機農産物の生産の特徴（栽培方法や地域資源の有効活用）及び生物多様性保全等 SDG s 達成への貢献に係る社会的・経済的効果、これら農産物を原材料とした様々な有機加工食品の開発動向など、国内の生産から流通・加工、消費までの取組等を学習できる消費者参加型のワークショップを開催する。

なお、ワークショップの開催に当たっては、国産有機サポーターズと連携して、消費者が国産有機農産物について、見る・食べる・触れる・考える等の経験が得られる催しとして企画し、消費者の注目度が高まるよう工夫するものとする。

(3) 有機加工食品に関する講習会の開催

加工食品製造事業者等に対し、有機加工食品における原材料の分別管理方法等の JAS 規格に係る説明、6 次産業化や農商工等連携の取組を通じた有機加工食品の製造事例、マーケットの動向等を紹介する講習会を開催するものとする。

(4) 有機農業及び有機食品表示制度に関する研修会の開催

有機農業や有機食品に関わる、もしくは関心を有する多様な民間事業者を対象として、有機農業や有機食品表示制度等について研修を行い、有機農業が地域活性化や雇用なども含むエシカル消費につながる取組であることを消費者に分かりやすく伝える者を育成する研修会を開催するものとする。

(5) 取組の情報発信

(1) から (4) までの取組や、国産有機サポーターズ等、国産有機農産物を取り扱う小売・飲食事業者等の取組を、ホームページ、SNS 等を用いて広く情報発信する。

2 補助要件

(1) 事業実施主体の要件

本事業の実施主体は、別紙 8 本体の第 4 の要件を満たし、かつ、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

(2) 補助要件

ア 1 に掲げる取組を全て行うこと。

イ SNS やホームページ等の独自の情報発信ツールを有し、定期的に活用していること。

3 成果目標の設定

本要綱本体第 3 の 2 の成果目標の設定に関して必要な事項について、本事業の成果目標は以下の (1) から (5) までの全てとし、目標年度は令和 3 年度とする。

(1) 本事業による国産有機サポーターズ活動の情報発信 (SNS 等を通じた情報発信の回数)

のべ 50 回以上

(2) 有機加工食品に関する講習会の受講者数 100 名以上

(3) 有機農業及び有機食品表示制度に関する研修会の受講者数 100 名以上

4 審査基準

本要綱別表第 4 の 2 の審査基準は以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体の体制

ア 過去に 200 名以上が参加する消費者向けイベントの開催実績がある者が構成員に含まれるか。

イ 有機 JAS 検査員の資格を有する者、又は有機加工食品の認証事業者が構成員に含まれるか。

ウ 複数の業種（農業、販売業、食品製造業、流通業等）の者が構成員に含まれているか。

エ SNS 又はホームページ等を使用し、500 名以上に対して情報発信した実績があるか。

オ SNS 又はホームページ等に有機農業に関する情報に係るコンテンツ等を掲載しているか。

(2) 取組の高度化

ア 過去に有機食品の販売業者とイベントを実施した実績があるか。

イ 1 (2) の取組を実施するに当たって、国産有機サポーターズの個々の活動の注目度を高められる内容となっているか。

ウ 1 (4) の取組を実施するに当たって、教育、観光など農業・食品産業関係以外の民間事業者に対して、積極的に参加を促す計画となっているか。

エ 本事業で実施する講習会への参加者が 120 名以上となる計画となっているか。

オ 本事業で実施する研修会への参加者が 120 名以上となる計画となっているか。

第 2 事業実施計画等

事業実施主体は、本要綱本体第 6 の 1 (1) の規定に基づき、別添 1 により生産局長に事業実施計画を提出するものとする。

第 3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第 7 の 1 の規定に基づき、別添 2 により事業完了年度の翌年度の 7 月末日までに生産局長に事業実施状況報告を提出するものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要綱本体第 8 の 1 の規定に基づき、別添 3 により目標年度の翌年度の 7 月末日までに生産局長に自己点検評価を提出するものとする。

IX 有機農業推進体制整備交付金

第1 事業の内容

国際水準の有機農業に取り組む農業者の指導体制を整備するため、都道府県において、有機JAS制度や栽培技術（国際水準の有機農業を実施するための栽培技術をいう。以下同じ。）等について指導・助言を行う人材を育成するとともに、国際水準の有機農業の普及に向けた農業者に対する指導活動を支援する。

1 定義

(1) 有機農業指導員

有機農業指導員とは、有機JAS制度の知識（有機JAS規格や同規格のQ & A、有機JASほ場実地検査のポイント等）を習得するために以下のア及びイの研修等を受講し、農業者が自らの判断で有機JAS認証を取得しやすい環境を整えるため、有機JAS制度や栽培技術等について指導・助言を行う者とする。

都道府県は、有機農業指導員を、第2に基づき作成する事業実施計画の有機農業指導体制に位置付けるものとする。

ア 有機JAS検査員向け養成研修

イ ほ場実地検査を活用した現地講習

(2) 有機農業指導体制

有機農業指導体制とは、農業者による国際水準の有機農業の実施や有機JAS認証の取得がしやすい環境整備を目的として、(1)の有機農業指導員が連携して、農業者に対し有機JAS制度及び栽培技術等について指導・助言等の活動を行う体制とする。

2 事業の取組内容

(1) 本交付金の目的は以下のとおりとする。

ア 有機農業指導員の育成

イ 国際水準の有機農業の普及に向けた指導活動の推進

(2) (1)の目的を達成するための具体的な目標値、事業メニュー及びその内容、目標値設定に当たっての根拠及び留意事項並びに交付率は、別添6-1のとおりとする。

なお、別添6-1の事業メニュー及びその内容の欄に掲げる取組は、別添6-2に従って実施するものとする。

3 成果目標の設定

本要綱本体第3の1の成果目標は、別添6-1の目標値の欄に掲げる目標とし、目標ごとに事業終了時に達成すべき具体的な目標値を設定するものとする。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

都道府県は、本要綱本体第6の1(2)に基づき別添6-4により事業実施計画を作成し、地方農政局長へ提出するものとする。

2 事業実施計画の審査及び承認

(1) 地方農政局長は、1の事業実施計画について、当該都道府県等の取組状況を勘案し、

目標値の設定の妥当性及びその達成の可能性に関する審査を行う。

- (2) 地方農政局長は、(1) の審査を行った上で、事業実施計画を承認するものとする。
- (3) 地方農政局長は、(2) において承認を行った場合には、速やかに生産局長に報告するものとする。

3 事業実施計画の変更

- (1) 本交付金の交付を受けた都道府県は、目標値の達成に資する場合には、交付金額の範囲内で、事業実施計画の内容を変更することができるものとする。
- (2) 本要綱本体第6の1(2)ウ(エ)に規定する事業実施計画の重要な変更は、「目標値の変更」とする。
- (3) 地方農政局長は、本要綱本体第6の1(2)ウの重要な変更に係る手続を行う場合には、必要に応じ、都道府県に対し意見を述べるができるものとする。

4 事業実施計画に係る指導

地方農政局長は、都道府県に対し、交付金で実施する内容が本事業の目的や推進方向に鑑み適切なものとなるよう、指導を行うものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

都道府県は、毎年、次の(1)から(4)までに掲げる時点における事業の進捗状況を取りまとめ、(1)から(3)までについては当該時点から1か月以内に、(4)については別途指定する日までの間に、書面又は電子ファイルにより、地方農政局に報告するものとする。

- (1) 7月末時点
- (2) 12月末時点
- (3) 3月末時点
- (4) 必要に応じて、地方農政局が指定する時点

2 事業の評価

本要綱本体第8の2に基づく事業の評価は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県は、成果目標の達成状況について、別添6-6により成果及び評価報告書を作成し、自己評価を行い、事業実施年度の翌年度の6月末までに、地方農政局長に報告するものとする。
- (2) (1)の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、地方農政局においてその内容について点検評価し、その結果を踏まえた評価所見を記入するものとする。
- (3) 生産局は、地方農政局の点検評価結果を取りまとめ、本要綱本体第8の1(3)に定める評価検討委員会（以下「評価検討委員会」という。）に諮るものとし、地方農政局長は、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

この場合において、評価検討委員会が意見聴取を行うときは、地方農政局長は必要に応じて、都道府県に指示して、事業の取組内容を評価検討委員会に説明させることができるものとする。

- (4) 地方農政局長は、(3)により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。
- (5) 地方農政局長は、(2)の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断す

る場合には、当該都道府県に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導及び助言を行い、別添6－7により速やかに改善計画を提出させるものとする。

- (6) (5)の改善計画に基づく取組の再評価については、(1)及び(2)に準じて行うものとする。

なお、都道府県は、成果目標の達成状況を改善計画の終期となる年度の翌年度6月末日までに報告することとする。

- (7) 地方農政局は、(5)により指導を行った場合には、その内容を生産局に報告するものとする。

第4 その他

1 交付金の算定

- (1) 国は、毎年度、予算の範囲内において、(2)により算定する交付金を都道府県に交付するものとする。
- (2) 都道府県への本交付金の交付額は、本要綱本体第6の1(2)により各都道府県から提出される事業実施計画に記載された目標値等を基に、別添6－3により算定するものとする。
- (3) 国は、地方農政局長が都道府県から提出のあった事業実施計画の重要な変更を承認した場合において、必要に応じ、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は当該都道府県に対し、すでに交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。
- (4) 国は、都道府県から交付金の減額又は返還（以下「減額等」という。）を受けた場合、当該減額等額について、他の都道府県からの要望又は国の方針に基づき、都道府県に追加交付することができるものとする。

2 推進指導

地方農政局長は、第2の4、第3の2(5)に掲げる指導を行うに当たっては、必要に応じて学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。

別添 1

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

(北海道、農林水産本省にあつては、農林水産省生産局長)

(沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)

事業実施主体名

所 在 地

代 表 者 氏 名

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち有機農業推進総合対策（〇〇〇事業）の事業実施計画の（変更）承認申請について

持続的生産強化対策事業実施要綱(平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知) 第 6 の 1 (1) の規定に基づき、関係資料を添えて（変更）承認申請する。

(注) 関係資料として、別添様式 1－〇（該当事業の事業実施計画書）を添付すること。

別添 2

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

(北海道、農林水産本省にあつては、農林水産省生産局長)

(沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)

事業実施主体名

代 表 者 氏 名

持続的生産強化対策事業のうち有機農業推進総合対策（〇〇〇事業）実施
状況報告（〇年度）

持続的生産強化対策事業実施要綱(平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水
産事務次官依命通知) 第 7 の 1 の規定に基づき、別添のとおり報告する。

(注) 別添として、別添様式 2－〇（該当事業の事業実施状況報告書）を添付するこ
と。

別添 3

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

(北海道、農林水産本省にあつては、農林水産省生産局長)

(沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)

事業実施主体名

代 表 者 氏 名

持続的生産強化対策事業のうち有機農業推進総合対策（〇〇〇事業）の評価報告（〇年度）

持続的生産強化対策事業実施要綱(平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知) 第 8 の 1 (1) の規定に基づき、別添のとおり報告する。

(注) 1 別紙の事業評価シートを添付すること。

2 必要に応じて別添様式 2-〇(該当事業の事業実施状況報告書)を添付すること。

別紙（別添 3 関係）

持続的生産強化対策事業のうち有機農業推進総合対策
（〇〇〇事業）に関する事業評価シート

都道府県・市町村名	
事業実施主体名	
事業の実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日

1 事業の目的及び取組内容

--

2 成果目標の達成状況

成果目標		
成果目標の達成状況	指 標	達 成 率
目標値		
基準年（ 年）		
目標年（ 年）		
成果目標の達成状況についての評価		
事業の実施による効果についての評価		
事業計画の妥当性についての評価		
事業執行の適正性についての評価		

別添 4

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
代表者役職氏名

有機農業新規参入者技術習得支援事業における実施要領の（変更）承認申請について

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）別紙 8 の I の第 1 の 1 の（2）エ（ア）の規定に基づき、本事業の実施要領の（変更）承認を申請する。

（注）関係書類として、（変更）承認申請する実施要領一式を添付すること。

別添 5

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
代表者役職氏名

有機農業新規参入者技術習得支援事業採択結果の報告について

持続的生産強化対策事業実施要綱(平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知) 別紙 8 の I の第 1 の 1 の (2) エ (イ) a の規定に基づき、支援対象者を採択したので、b の規定に基づき、別添のとおり報告する。

(注) 関係書類として、採択した支援対象者の概要(以下の内容が含まれること)が分かる書類を添付すること。

- ・申請者名(法人名、個人名)
- ・住所(市町村名まで)
- ・取組予定内容
- ・交付決定額
- ・その他必要な事項

別添 6－1 本交付金の目的、目標値、事業メニュー及びその内容、目標値設定に当たっての根拠及び留意事項並びに交付率

目 的	目標値	事業メニュー及びその内容	目標値設定に当たっての根拠及び留意事項	交付率
1 有機農業指導員の育成	新規の有機農業指導員の人数	(1) 有機農業指導員の育成 有機農業指導員の育成に必要な有機JAS検査員向け養成研修等の受講、ほ場実地検査を活用した現場講習等の取組を支援する。	<根拠となるデータ等> 当該都道府県が定める有機農業指導員のリストを提出するものとする。 <目標値設定に当たっての留意事項> 有機農業指導員は、原則、有機JAS検査員向け養成研修及びほ場実地検査を活用した現場講習を受けた者とする。	事業費の定額 (10/10 以内) とする
2 国際水準の有機農業の普及に向けた指導活動の推進	有機農業指導員による指導活動量	(2) 指導活動の推進 国際水準の有機農業の普及に向けた指導活動の推進に必要な有機農業指導員に関する説明会の開催、農業者向けの有機JAS講習会等の開催や現地指導、有機JAS認証取得の手引きの作成等を支援する。	<根拠となるデータ等> 農業者への指導・助言活動として実施する取組とその実施回数を記載したリストを提出するものとする。 <目標値設定に当たっての留意事項> 有機農業指導員が農業者等に指導活動を実施した場合は、その指導の記録を残すものとし、都道府県の求めに応じ、当該記録を開示できるようにしておくものとする。	事業費の定額 (10/10 以内) とする

別添 6－2

有機農業推進体制整備（有機農業推進体制整備交付金）の実施に当たって

都道府県は、目標値の達成のために、本交付金を活用した事業メニューを実施する場合には、以下のとおりとする。

1 有機農業指導員の育成の取組

（1）事業の目的

都道府県において、農業者による国際水準の有機農業の実施や有機JAS認証の取得がしやすくなるよう指導体制を整備するため、有機JAS制度や栽培技術等について指導・助言を行うことができる有機農業指導員を育成する。

（2）事業内容

有機農業指導員が、農業者等に対する指導に必要な知識を習得するため、有機JAS検査員向け研修会、ほ場実地検査を活用した現場講習、有機JAS加工・小分け認証講習会、栽培技術講習会等に係る開催又は有機農業指導員（予定者）の派遣・受講支援等の取組を行う。

（3）事業の対象者の要件

本事業において、研修会の受講等を支援する対象者は、次に掲げる者のうち、有機JAS制度や栽培技術等について指導活動に従事することが確実に見込まれ、事業実施計画に定める有機農業指導体制計画に位置付けられている者とする。

なお、本事業を活用して育成された者については、事業実施年度から少なくとも3年の間、指導活動の対価を、当該指導を受けた者から受領しないことを要件とする。

（ア）普及指導員等の都道府県職員

（イ）営農指導員等の農業協同組合職員

（ウ）市町村職員

（エ）民間企業の社員

（オ）熟練有機農業者（有機JAS認証を取得しており、他の農業者に指導した実績を有する者に限る。）

（カ）その他、都道府県が指導体制に位置付けることが適当であるとする者

（4）留意事項

本事業の支援内容は、取組事項別に次に掲げる内容を参考に策定するものとする。

取組事項	費目別の内容例示	備考
1 有機JAS検査員向け養成研修の開催又は受講 2 ほ場実地検査を活用した現場講習の受講又は派遣 3 有機JASの加工・小分け認証に関する講習会の開催又は受講 4 その他有機農業指導員の育成に高い効果が期待される取組	1 謝金 研修会等の講師謝金、ほ場実地検査を活用した現場講習で対応した農業者への謝礼等 2 調査等旅費 都道府県職員の研修受講やほ場実地検査を活用した現場講習等に係る旅費 3 委員旅費 研修会等の講師旅費、関係機関・団体職員等の研修やほ場実地検査を活用した現場講習等の受講に係る旅費 4 研修受講費 研修の受講料、テキスト購入料等 5 印刷製本費 研修会等の資料等 6 通信・運搬費 研修会等資料の発送費等 7 会場借料 研修会等の会場借料 8 消耗品費 研修会等の開催に必要な消耗品等 9 資料購入費 教材の購入等 10 委託費 委員旅費や謝金の交付事務、その他本事業の一部を他の者に委託する経費	・有機JAS検査員向け養成研修とは、認証機関が検査員を希望する者向けに行う研修をいう。 ・ほ場実地検査を活用した現場講習は、有機JASのほ場実地検査の手法を学習するためのものとする。あわせて、有機JAS認証取得農業者等から栽培技術の講習を受けることができるものとする。

※ 費目別の内容例示は一例であり、ここに掲げるもののほか、取組事項を行うために必要な経費を補助対象経費の範囲内で本交付金の対象とすることができる。ただし、取組事項4については、都道府県において、高い効果が期待されると判断した理由を整理しておくこと。

2 国際水準の有機農業の普及に向けた指導活動の推進

(1) 事業の目的

国際水準の有機農業の普及に向け、農業者に対し、有機農業指導員による有機JAS制度や栽培技術等に係る指導活動を推進する。

(2) 事業の内容

農業者に対し、有機農業指導員が有機JAS制度や栽培技術等について農業者に対する指導・助言を行うため、事業説明会の実施、農業者向け有機JAS講習会等の開催、農業者への現地指導、有機JAS認証取得の手引きの作成等の取組を支援する。

(3) 事業の対象者の要件

本事業において、指導・助言の活動等の支援を行う対象は、次に掲げる者のうち、事業実施計画に定める有機農業指導体制計画に位置づけられている者とする。

なお、(エ)、(オ)及び(カ)に掲げる者については、自らが所属する機関・組織等に対する指導活動は補助対象外とする。

(ア) 普及指導員等の都道府県職員

(イ) 営農指導員等の農業協同組合職員

(ウ) 市町村職員

(エ) 民間企業の社員

(オ) 熟練有機農業者（有機JAS認証を取得しており、他の農業者に指導した実績を有する者に限る。）

(カ) その他、都道府県が指導体制に位置付けることが適当であるとする者

(4) 留意事項

本事業メニューの支援内容は、取組事項別に次に掲げる内容を参考に策定するものとする。

取組事項	費目別の内容例示	備考
1 事業説明会の開催	1 謝金 研修会等の講師謝金等	・事業説明会は、有機農業指導員を紹介し、指導体制等について農業者に説明等を行う会とする。 ・栽培技術講習会は、国際水準の有機農業を実施するために必要な内容とする。
2 有機農業に関する実態調査の実施	2 調査等旅費 都道府県職員の農業者指導に係る旅費等	
3 有機JAS講習会の開催	3 委員旅費 関係機関・団体職員等の農業者指導に係る旅費等	
4 栽培技術講習会の開催	4 印刷製本費 農業者指導に係る資料作成費等	
5 有機農業指導員による現地指導	5 通信・運搬費 農業者指導に必要な郵便、運送、電話などの通信料等（基本使用料等の固定費用を除く。）	
6 有機JAS認証取得の手引きの作成	6 会場借料 農業者指導に必要な会場借料等	
7 その他有機農業指導員による指導に高い効果が期待される取組	7 消耗品費 農業者指導に必要な消耗品等	
	8 借上費 農業者指導に必要な事務機器、通信機器の借上等	
	9 資料購入費 指導参考図書の購入等	

	10 情報発信費 研修会等のPR資材、広告・啓 発等 11 燃料費 有機農業指導員等による現地 指導等のため、自動車で移動する 場合のガソリン代（調査等旅費又 は委員旅費に該当する場合を除 く。） 12 備品費 農業者指導に直接必要な備品等 （リース・レンタルを行うことが困難 な場合に限る。） 13 委託費 指導活動の一部や旅費や委員謝 金等の交付事務を他の者に委託す る際の経費（ただし、交付額の50% 未満（交付事務の委託については この限りではない。）とし、本事業 の根幹を成す業務の委託は認め ない。）	
--	--	--

※ 費目別の内容例示は一例であり、ここに掲げるもののほか、取組事項を行うために必要な経費を補助対象経費の範囲内で本交付金の対象とすることができる。ただし、取組事項7については、都道府県において、高い効果が期待されると判断した理由を整理しておくこと。

別添 6－3 都道府県に交付する交付金の額の算定の方法について

1 都道府県に交付する交付金の額は、次により求める額とする。

$$\text{交付額} = A \times (\text{①} + \text{②} + \text{③})$$

- (1) 有機JAS認証を取得していないが、有機農業を実施している農地面積に係る配分（ウェイト20%）

平成30年度における有機JAS認証を取得していないが、有機農業を実施している取組面積に応じて、算定し配分するものとし、その計算式は次のとおりとする。

$$\text{①} = 0.2 \times B / \Sigma B$$

- (2) 新たに育成する有機農業指導員の人数に係る配分（ウェイト40%）

新たに育成する有機農業指導員の人数に応じて、算定し配分するものとし、その計算式は次のとおりとする。

$$\text{②} = 0.4 \times C / \Sigma C$$

- (3) 有機農業指導員の指導活動量に係る配分（ウェイト40%）

有機農業指導員の指導活動量に応じて、算定し配分するものとし、その計算式は次のとおりとする。

$$\text{③} = 0.4 \times D / \Sigma D$$

$$D = (a + c + d) \times 1 + e \times 2 + (b + f) \times 5$$

A：当該年度の予算の総額

B：各都道府県における有機JAS認証を取得していないが、有機農業を実施している農地の面積（現状値）

ΣB ：交付金の交付を受ける全ての都道府県のBの総和

C：各都道府県における有機農業指導員数（目標値）

ΣC ：交付金の交付を受ける全ての都道府県のCの総和

D：各都道府県における指導活動量（目標値）

ΣD ：交付金の交付を受ける全ての都道府県のDの総和

a：事業説明会の開催数

b：有機農業に関する実態調査の実施（実施する場合は1とする。）

c：有機JAS講習会の開催数

d：有機栽培技術研修会開催数

e：農業者への現地指導数

f：有機JAS認証取得手引きの作成（作成する場合は1とする。）

別添 6－4

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
(北海道農政事務所長)
(内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

令和〇年度有機農業推進体制整備交付金事業実施計画(変更)承認申請書

持続的生産強化対策事業実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知)第6の1(2)に基づき、関係書類を添えて(変更)申請する。

(注) 関係書類として、事業実施計画(別添6－5)を添付すること。

令和○年度 有機農業推進体制整備交付金事業実施計画

1 都道府県名

2 事業の目的

3 事業の実施体制

※ 体制図を添付すること。有機農業指導員の配置の考え方及び配置場所を明記すること。

4 成果目標の設定

目 的	目 標	目標値及び目標値設定の考え方	
有機農業指導員の育成	新規の有機農業指導員数	(目標値) 人	
		(目標値設定の考え方)	
国際水準の有機農業の普及に向けた指導活動の推進	有機農業指導員による指導活動量 (実施回数)	(目標値)	
		1 事業説明会の開催	回
		2 有機農業に関する実態調査の実施	回
		3 有機JAS講習会の開催	回
		4 栽培技術講習会の開催	回
		5 有機農業指導員による現地指導	回
		6 有機JAS認証取得の手引きの作成	回

※ 目標設定の考え方には、域内の配置や対象品目数など目標値を設定した根拠となる数値を用いて考え方を記載すること。

5 事業の実施方針及び取組概要

(1) 有機農業指導員の育成

ア 育成に向けた基本方針

イ 有機農業指導体制計画

別表のとおり

(2) 国際水準の有機農業の普及に向けた指導活動の推進

ア 指導活動の基本方針

イ 指導活動の内容

別表のとおり

6 事業費

区分及び事業メニュー	取組内容	金額	うち	備考 (積算員数及びその 根拠)
			交付金	
1 有機農業指導活動の 推進 (1)有機農業指導員 等の育成 (2)国際水準の有機 農業の普及活動 の推進				
合 計				

注1 別添6-2「有機農業推進体制整備（有機農業推進体制整備交付金）の実施に当たって」
に記載する対象経費を参考に記載すること。

注2 根拠となる資料を添付すること。

注3 実績報告の際は、計画時の内容を上段に（）書きで記載する

別添 6－6

有機農業推進体制整備交付金の事業成果及び評価報告書（令和 年度）

（令和 年 月 日作成）

都道府県名 _____

目的	目標値				事業実績		備考
	目標値	実績	達成度	評価	事業費実績 (円)	うち交付金相 当額 (円)	
1 有機農業指導員の育成 有機農業指導員の育成							
2 国際水準の有機農業の普及に向けた指導活動の推進 ア 事業説明会の開催 イ 有機農業に関する実態調査の実施 ウ 有機 JAS 講習会の開催 エ 栽培技術講習会の開催 オ 有機農業指導員による現地指導 カ 有機 JAS 認証取得の手引きの作成							
事業の成果							
都道府県による評価							
国による評価							

留意事項

- 1 項目別の記載方法は次に掲げるとおりとする。

- (1) 「目標値」の欄は、目的別に設定した目標値を記入する。
 - (2) 「実績」の欄は、事業実施終了時点の実績値を記入する。
 - (3) 「達成度」の欄は、目標値に対する実績の比率を記入する。
 - (4) 「評価」の欄は、達成度に応じた次のアルファベットを記入する。
 - A……達成度100%以上
 - B……達成度80%以上
 - C……達成度50%以上
 - D……達成度50%未満
 - (5) 「事業費実績」の欄は、当該年度に実施した項目に要した経費を、事業内容ごとに記入する。
 - (6) 「交付金相当額」の欄には、目的ごとに交付金の実績額を記入する。
 - (7) 「事業の成果」の欄は、当該年度に実施した内容及びその結果得られた成果を記入する。
 - (8) 「都道府県による評価」の欄は、(1) から(7) までの内容を踏まえ、都道府県としての本交付金事業における評価を所見とともに記入する。

また、目標値の達成度が極端に低い（概ね5割程度以下）の場合には、その理由を明確に記入する。
 - (9) 「国による評価」の欄は、地方農政局が評価の概要を記入するものとし、都道府県は記入しない。
- 2 本様式内にすべての内容の記入が困難な場合には、別に資料を作成し添付して差し支えない。
また、必要に応じ説明に必要な説明資料を添付する。

〇〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

有機農業推進体制整備交付金事業改善計画について（令和〇年度）

令和〇年度について、事業実施計画の目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので、報告します。

記

1 取組の経過

2 事業の実績

成果目標の 種別	(年)		(年)	
	当初目標 (年)	実績値	当初目標 (年)	実績値

（2年目以降の計画が未達の場合には、経過が分かるよう各事業実施年度の達成状況を記載すること。）

3 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

4 改善計画

（改善計画は1か年の計画とし、目標達成及び問題点の解決のために必要な方策を具体的に記述すること。）

5 改善計画を実施するための推進体制

有機農業推進体制整備交付金事業実施計画 別表

1. 有機農業指導体制計画

事業年度当初					事業年度中の育成人数			事業年度末の 有機農業指導員数			実施報告 時の人数
所属等	人数	うち有機JAS 検査員養成研 修を受講済み	うちほ場実地 検査の経験済 み	うち栽培技術 等の指導経験 あり	有機JAS検査 員養成研修受 講	ほ場実地検査 を活用した現 地講習	栽培技術等の レクチャー	人数	うち有機JAS 制度の指導者	うち栽培技術 等の指導者	

注1:事業年度当初の人数の欄には、事業実施主体が有機農業指導員と位置付け予定者の人数を記入し、その内数として研修受講や検査経験等のある者の人数を記入すること。
注2:事業年度中の育成人数の欄には、それぞれの研修や現地講習の受講人数を記入すること。
注3:事業実施年度末の有機農業指導員数の欄には、検査員養成研修及びほ場実地検査を活用した現地講習の両方を受講した者の合計人数を記入すること。
注4:実績報告時には、所属、氏名、指導区分(有機JAS制度、栽培技術等)等を記載した有機農業指導員のリストを添付すること。

2. 有機農業指導員の育成の取組

取組事項	具体的な内容(実施方法、対象人数、回数など)

注1:取組事項の欄には、事業実施主体が行う別添4-2の1の表の取組事項に定める1から3までの取組事項名を記入し、4を行う場合は実施する取組内容を記入すること。
注2:具体的な内容の欄には、取組事項を実施する方法や対象人数、回数などを記入すること。また、別添4-2の1(4)に掲げる表の取組事項に定める4を実施する場合は、取組事項の欄に実施する取組内容を記入し、上記に定めるもののほか有機農業指導員の育成効果を記入すること。

3. 指導活動の取組

取組事項	実施回数	具体的な内容(実施方法、参集範囲、対象人数、回数など)
	回	
	回	
	回	
	回	
	回	

注1:取組事項の欄には、事業実施主体が行う別添4-2の2の表の取組事項に定める1から6までの取組事項名を記入し、7を行う場合は実施する取組内容を記入すること。

注2:具体的な内容の欄には、取組事項を実施する方法や参集範囲、対象人数、回数などを記入すること。また、別添4-2の2(4)に掲げる表の取組事項に定める7を実施する場合は、上記に定めるもののほか農業者への指導効果を記入すること。

有機農業推進総合対策のうち
有機農業新規参入者技術習得等支援事業
(有機農業新規参入者技術習得支援事業)

事業実施計画書

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

第1 事業の概要

1 事業実施体制の概要

(1)事業実施主体の概要

事業実施 主体名				(フリガナ) 代表者氏名			代表者の所属 組織の名称			
事業実施主体事務局が所在する住所				〒						
事務局 連絡先	事業 担当者	役職・氏名・年齢								
		電話番号				メールアドレス				
	経理 担当者	役職・氏名・年齢								
		電話番号				メールアドレス				
構 成 員	所属・役職			氏名	類型	所属・役職			氏名	類型
個人情報に係る規定等、 情報通信技術の知見							有機JAS制度に関 する知見			
業務実施 状況	①新規就農者への サポート		②有機農業者への サポート		③インターネットを 通じた募集等					
過去の国の補助事業の 取組状況										

注1: 事業実施主体の推進体制の分かる資料を添付すること。

2: 構成員欄が不足する場合は、別紙により構成員一覧を添付すること。

3: 事業実施主体の構成員の分類の欄には、「学識経験者」、「生産者」、「流通業者」、「実需者」、「情報通信業者」、「コンサル業者」等の分類を記入すること。

- 4: 個人情報に係る規定等、情報通信技術の知見の欄には、事業実施主体における個人情報保護に関する規定や体制などや、構成員のうち情報通信技術の知見を有する者を記入すること。
- 5: 有機JAS制度に関する知見の欄には、有機JAS制度に関する知見を有する者がいる場合、当該者とその業種や業務などを記入すること。
- 6: 業務実施状況の欄について、①欄には全国の新規就農者に情報提供やコンサルなどのサポートをしている者がいる場合、当該者とその業務内容を、②欄には全国の有機農業者に情報提供やコンサル業務などのサポートを実施している者がいる場合、当該者とその業務内容を、③欄にはインターネット等による募集を行う業務を実施している者がいる場合は、当該者とその業務内容を記入すること。
- 7: 過去の国の補助事業の取組状況の欄に、事業実施主体及び事業実施主体を構成する一部において、過去3カ年間(H30～R2)に取り組んだ補助事業の「名称」、「事業実施年度」及び「事業内容」を記入すること。なお、実施したことがない場合には「該当無し」と記入すること。

(2) 事業実施主体以外の関係者・関係団体

関係者・関係団体	所属・役職・団体名	氏名(団体の場合は代表者氏名)	役割	所属・役職・団体名	氏名(団体の場合は代表者氏名)	役割

注1: 事業実施主体以外の組織や者に一部業務を委託する場合等に記述すること。

2: 役割の欄には、事業実施主体との関係がわかるように記入すること。

第2 事業の実施方針

1 事業実施における課題

--

注: 事業実施における課題の欄には、本事業を実施する背景や解決に向けて取り組む課題を記入すること。

2 成果目標

成果目標	
成果目標の具体的な内容	
事後評価の検証方法	

注1: 成果目標の欄には、別紙8のⅠ第1の3に基づき、事業実施主体が自ら設定した成果目標を記入すること。

2: 成果目標の具体的な内容の欄には、成果目標ごとの目標達成に向けた取組内容、取組回数等を記入すること。

3 事業実施方針

--

注:事業実施方針の欄には、1の課題解決や2の成果目標達成のため、どのような方針で本事業を実施するか具体的に記入すること。

第3 事業の内容

1 事業リーフレットの作成及び支援対象者の募集

作成時期	具体的な内容等	募集時期	募集の方法	備 考
年 月 ～ 年 月		年 月 ～ 年 月		

注1:具体的な内容等の欄には、リーフレットの内容や事業説明会の開催など農業者に告知する具体的な方法を記入すること。

2:募集の方法の欄には、募集方法や、インターネットの活用など全国の農業者の利便性への配慮について記入すること。

2 有機JAS制度に関する研修等の受講・受検の支援

--

注:農業者との間の申請や交付に係る手続き方法、その手続き方法が書類の簡素化に資する取組である場合は、その内容を記入すること。

3 受講・受検の成果のフォローアップ

(1)事業実施期間中のフォローアップ

フォローアップの具体的な方法	フォローアップを行う項目	備 考

(2)事業終了後のフォローアップ

フォローアップの体制	フォローアップの具体的な方法	備 考

注:本事業終了後、支援を受けた農業者に、継続して有機JAS認証の取得状況などをフォローするため、フォローアップ体制やその方法を記入すること。

(3)本事業の取組以外の新たに有機農業に取り組む農業者に提供可能なサービス

提供可能なサービス名	具体的な内容	備 考

注: 提供可能なサービス名の欄には、本事業以外で新たに有機農業に取り組む農業者に提供可能な情報やコンサルティングなどのサービスがある場合は、その内容を記入すること。

4 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取 組 項 目	本事業 の活用	事業の内容
月			
月			
月			
月			
月			
月			

注1: 本事業の活用の欄は、取組のうち本事業を活用する場合には「○」を、本事業を活用しない取組には「×」を記入すること。

2: 適宜、行を追加して記入すること。

5 事業完了予定(又は完了) 年 月 日

第4 添付資料

- (1)事業実施主体の組織及び運営についての規約(定款)等写し、財務諸表(又は収支予算書、収支決算書等)
- (2)事業の実施経費に係る見積書、謝金(又は賃金)の根拠資料
- (3)本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- (4)その他、生産局長が必要と認める資料

【別紙】事業実施経費

(1)経費の配分及び負担区分

区 分	事業費 (円) ①=②+③+④	負 担 区 分 (円)			総事業費に占める 国庫負担金の割合 ②/①	備 考
		国庫負担金 ②	自己資金 ③	その他 ④		
有機農業新規参入者技術習得等支援事業 (有機農業新規参入者技術習得支援事業)					0%	

注:「備考」の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」を、
同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、
同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」)を記入すること。

(2)事業費の内訳

事業内容	費目	細目	実施計画			実績報告	備考
			単価(円) ①	員数 ② (人数、回数等)	事業費 金額(円)(①×②)	事業費(円)	
事業リーフレットの 作成及び支援対象 者の募集							
計					0円	0円	

有機JAS制度に関する研修等の受講・受検の支援							
計					0円	0円	
受講・受検の成果のフォローアップ							
計					0円	0円	
総計					0円		

注1:実施要綱本体別表3(補助対象経費)の費目、細目ごとに記入すること。

2:「備考欄」は、単価、員数等の根拠を具体的に記入すること。

3:経費算定の根拠とした資料(見積書等の写し)を添付すること。

4:適宜、行を追加して記入すること。

【別紙】構成員一覽

[illegible]

有機農業推進総合対策のうち
有機農業新規参入者技術習得等支援事業
(有機農地集約化試行支援事業)

事業実施計画書

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

第1 事業の概要

1 事業実施体制の概要

(1)事業実施主体の概要

事業実施 主体名					(フリガナ) 代表者氏名		代表者の所属 組織の名称							
事業実施主体事務局が所在する住所				〒										
事務局 連絡先	事業 担当者	役職・氏名・年齢												
		電話番号				メールアドレス								
	経理 担当者	役職・氏名・年齢												
		電話番号				メールアドレス								
構 成 員	所属・役職			氏名		分類		所属・役職			氏名		分類	
有機農業に係る条例 又は農業以外の計画								自治体ネットワー ク 会員						
市町村の サポート体 制		①新規就農者への サポート				②有機農業者への サポート				新規就農者等への 支援措置				
実績者		①農地の幹旋・ 紹介						②有機ほ場管理 の実績						
市町村公社のみ記入:		市町村と有機集約化農地の管理その他必要な業務に係る協定等を取り交わしている場合、右欄に「○」を記入すること。												
過去の国の補助事業の取組状況														

注1: 事業実施主体の推進体制の分かる資料を添付すること。

2: 構成員欄が不足する場合は、別紙により構成員一覧を添付すること。

- 3: 事業実施主体の構成員の分類の欄には、「市町村」、「住民」、「生産者」、「農地中間管理機構」、「学識経験者」、「実需者」等の分類を記入すること。
- 4: 有機農業に係る条例又は農業以外の計画の欄には、参画している市町村に、有機農業を位置づける条例又は農業以外の計画がある場合、その条例・計画名と有機農業に係る規定内容(抜粋)を記入すること。
- 5: 自治体ネットワーク会員の欄には、参画している市町村が有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク会員の場合、その市町村名を記入すること。
- 6: 市町村のサポート体制欄について、①欄には参画市町村が新規就農者へのサポート体制を有している場合、その内容を、②欄には参画市町村が有機農業者へのサポート体制を有している場合、その内容を記入すること。
- 7: 新規参入者に対する支援措置の欄には、参画している市町村に新規就農者を主な対象とした支援措置がある場合、その事業名を記入すること。
- 8: 実績者欄について、①欄には農地の輪作・紹介を実施した実績がある者がいる場合、当該者とその業務内容を、②欄には有機農業のほ場管理を実施した実績がある者がいる場合、当該者とその業務内容を記入すること。
- 9: 過去の国の補助事業の取組状況の欄には、事業実施主体及び事業実施主体を構成する一部において、過去3力年間(H30～R2)に取り組んだ補助事業の「名称」、「事業実施年度」及び「事業内容」を記入すること。なお、実施したことがない場合には「該当無し」と記入すること。

(2)事業実施主体以外の関係者・団体

関係者	所属・役職	氏名	役割	所属・役職	氏名	役割

注1: 事業実施主体以外の組織や者に、本業務の一部の実施を依頼する場合は、その者を記入すること。

2: 役割欄には、事業実施主体の構成員以外の事業関係者(事業の一部を委託する予定の者、研修講師を依頼する専門家等)を記入すること。

3: 本事業を活用して会計任用職員を雇用した場合、事業実施主体以外の関係者として記入すること。

第2 事業の実施方針

1 事業実施における課題

注: 事業実施における課題の欄には、本事業を実施する背景や解決に向けて取り組む課題を記入すること。

2 成果目標

成果目標	有機集約化農地の面積(ha)		有機集約農地の場所がわかる図面	
成果目標の具体的な内容				
事後評価の検証方法				

注1: 成果目標の欄には、要綱別紙8のⅡ第1の3に基づき、事業実施主体が自ら設定した成果目標を記入すること。

2: 有機集約農地の場所がわかる図面の欄には、図面の種類(農地台帳、地図など)を記入し、該当農地の範囲がわかるように印を付したものを添付すること。

3: 成果目標の具体的な内容の欄には、成果目標ごとの目標達成に向けた取組内容、有機集約農地の状態（有機JASの転換期間中など）等を記入すること。

3 事業実施方針

C 爭案實施方針	

注:事業実施方針の欄には、1の課題解決や2の成果目標達成のため、どのような方針で本事業を実施するか具体的に記入すること。

第3 事業の内容

1 事業計画の検討

開 催 時 期	参 集 範 囲	検 討 内 容	備 考
年 月			
年 月			

注1: 参集範囲の欄には、構成員や関係者以外の者の所属機関名、氏名も併せて記入すること。

2:適宜、行を追加して記入すること。

2 地権者や関係者の合意形成を図る取組

実施時期	取組項目	具体的な内容	備 考
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			

注1:適宜、行を追加して記入すること。

2: 取組項目の欄には、地権者向け説明会開催、意向アンケートの実施、先進地事例調査、農地マッチング相談会などの取組を、具体的な内容の欄に、その内容を記入すること。

3 有機集約農地への転換・管理

実施時期	管理内容	具体的な内容	備 考
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			

注1:適宜、行を追加して記入すること。

2:管理内容の欄には、除草、耕うん、土壌分析、たい肥の施用、緑肥の播種・すき込み等の管理内容を記入し、具体的な内容の欄に、その内容を記入すること。

4 取組成果の概要の作成

作成時期	取組成果の概要の内容及び活用予定	備考
年 月		

注:取組概要の内容及び活用予定の欄には、取組成果の概要の情報発信の方法(HP掲載、セミナーでの発表、市町村の視察受入等)について記載すること。

5 事業終了後の有機集約農地の利用

有機管理の状況	利用計画	利用予定者	備考

注1: 有機管理の状況の欄には、有機JASほ場実地検査済み、国際水準の有機農業の基準を満たすことを確認などを記入すること。

2: 利用計画の欄には、有機集約農地を利用する者の想定する農業者数、どのように利用する予定なのか利用計画を記入すること。なお、利用予定者が具体的に決まっている場合は、その者の属性(農大校生、農業高校卒業生、農業法人など)を記入すること。

6 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取組項目	本事業の活用	事業の内容
月			
月			
月			
月			
月			
月			

注1: 本事業の活用の欄は、取組のうち本事業を活用する場合には「○」を、本事業を活用しない取組には「×」を記入すること。

2: 適宜、行を追加して記入すること。

7 事業完了予定(又は完了) 年 月 日

第4 添付資料

- (1) 事業実施主体の組織及び運営についての規約(定款)等写し、財務諸表(又は収支予算書、収支決算書等)
- (2) 事業の実施経費に係る見積書、カタログ等の写し、謝金(又は賃金)の根拠資料
- (3) 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- (4) その他、地方農政局長が必要と認める資料

【別紙】事業実施経費

(1)経費の配分及び負担区分

区 分	事業費 (円) ①=②+③+④	負担区分 (円)			総事業費に占める 国庫負担金の割合 ②/①	備 考
		国庫負担金 ②	自己資金 ③	その他 ④		
有機農業新規参入者技術習得等支援事業 (有機農地集約化試行支援事業)					0%	

注:「備考」の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」)を記入すること。

(2)事業費の内訳

[illegible]

計					0円	0円	
有機集約農地への 転換・管理							
計					0円	0円	
取組成果の概要の 作成							
計					0円	0円	
総 計					0円		

注1:実施要綱本体別表3(補助対象経費)の費目、細目ごとに記入すること。

2:「備考欄」は、単価、員数等の根拠を具体的に記入すること。

3:経費算定の根拠とした資料(見積書等の写し)を添付すること。

4:適宜、行を追加して記入すること。

【別紙】構成員一覽

[illegible]

有機農業推進総合対策のうち
有機農産物安定供給体制構築事業
(オーガニックビジネス実践拠点づくり事業)

事業実施計画書

販路確保型

供給拡大型

事業実施年度： 年度

事業実施主体名： _____

都道府県名・市町村名： _____

有機農業推進総合対策のうち有機農産物安定供給体制構築事業(オーガニックビジネス実践拠点づくり事業)

第1 事業実施体制の概要

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名					設立年月日			
(フリガナ) 代表者氏名					代表者の所属組織の名称			
事業実施主体事務局が所在する住所			〒					
事務局連絡先	事業担当者	役職・氏名・年齢						
		電話番号			メールアドレス			
	経理担当者	役職・氏名・年齢						
		電話番号			メールアドレス			
構成員	所属・役職		氏名	類型	所属・役職		氏名	類型
過去の国の補助事業の取組状況								
販路確保型のみ記入:		自治体ネットワーク会員		有機農産物等の利用計画			補助金活用	
		同一の事業実施主体が同一の範囲内で行う2年度目以降の計画である						
供給拡大型のみ記入:		共同出荷の実施等		中小企業等			認定農業者	
		実需からの生産要請の内容	品目					
			規格、品質等					
			数量					

- 注1:事業実施主体の規約及び推進体制(有機農業推進総合対策事業のうち本事業以外の有機農産物関係事業との連携を担う窓口担当者を含む)の分かる資料を添付すること。
- 2:構成員欄が不足する場合は、別紙により構成員一覧を添付すること。
- 3:団体として構成員に属している場合は、その代表者を記入し、その団体の構成員一覧を添付すること。
- 4:構成員の「類型」の欄は、「都道府県」、「市町村」、「実需者」、「熟練有機農業者」、「有機農業者」、「新規就農者」、「転換者」、「近隣の農業者」、「学識経験者」、「各種団体関係者」、「給食関係者」、「イベント関係者」、「その他」などの類型を記入すること。
- 5:過去の国の補助事業の取組状況の欄は、事業実施主体において過去3カ年間(H30～R2)に取り組んだ有機農業関係補助事業の「名称」及び「事業実施年度」を記入すること。なお、実施したことがない場合には「該当なし」と記入すること。
- 6:「自治体ネットワーク会員」の欄は、構成員のうち、有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク会員である自治体名を記入すること。
- 7:「有機農産物等の利用計画」の欄には、有機農産物等の利用計画を有する自治体名、取組内容(学校給食・イベント名等)、提供される住民人数、新規又は増加する有機農産物等の品目やおおよその数量などを記入すること。取組概要がわかる資料があれば、添付すること。
- 「補助金活用」の欄には、本事業の補助金を使って行う計画の場合は「○」を記入すること。
- 8:「同一の事業実施主体が同一の範囲内で行う2年度目以降の計画である」の欄には、該当する場合は「○」を記入すること。
- 9:「共同出荷の実施等」の欄には、構成員のうち、有機農業を始めて5年以上であって、有機農産物等の共同出荷に取り組んでいる代表者又は役員等の氏名を記入すること。
- 10:「中小企業等」の欄には、事業実施主体の代表者や役員等が中小企業又は小規模事業者である場合、「○」を記入すること。
- 11:「認定農業者」の欄には、構成員のうち、農業経営基盤強化法に基づく農業経営改善計画の認定を受けた代表者又は役員等がいる場合は、その氏名を記入すること。
- 12:「実需からの生産要請の内容」を記載した場合には、実需者から要請があることを確認可能な資料(依頼文書、メールの写し等)を添付すること。

2 事業実施主体以外の関係者・団体

関係者	所属・役職	氏名	役割	所属・役職	氏名	役割

- 注1:業務の委託、役務の提供、研修講師等の委嘱などにより本事業の一部の実施を事業実施主体以外の者が行う予定である場合はその者を記入し、また、本事業の成果を活用することが決まっている農業者(本事業で作成するマニュアルを利用する予定等)は、その者を記入すること。
- 2:役割欄には、事業実施趣主体が実施する取組における関係(委託予定者、研修講師等)、又は、事業の成果を受益する農業者である場合は「受益農家」と記入すること。

第2 事業の実施方針

1 地域における課題

注:地域における課題の欄は、本事業の実施により解決に向けて取り組む課題を記入すること。

2 事業実施方針

1 事業推進に関する検討	
2 栽培技術力・経営力向上のための取組	
(1) 研修ほ場の設置等	
(2) 新たな栽培技術の実証等	
(3) 労働時間や生産コスト等の分析等	
(4) 栽培技術・経営力向上マニュアル等の作成	
(5) 栽培技術・経営力・向上に係るソフトウェア等の導入実証等	
(6) 経営力向上・表示制度に係る研修会等の開催	
(7) 有機農業への新規就農者及び転換者の土づくり技術実証	
(8) 上記(1)～(7)の取組成果を共有するための報告会等	
3 安定供給体制構築のための取組	
(1) 販売戦略等に係る意見交換会等	
(2) 生産・出荷効率化に係る講習会等	
(3) 生産・出荷効率化に係るソフトウェア等の導入実証	
(4) 需要調査	
(5) 展示会への出展、実需者の招へい・商談等	
(6) 加工品の試作開発	
(7) 学校給食等での利用拡大	

注: 右欄には、1の「地域おける課題」を踏まえて、補助対象として取り組む項目に「○」を記入すること。

3 総括表

取組項目	取組内容 (内容、箇所数、回数、部数等)	事業費 (円)	負担区分(円)			備考
			国庫補助金	自己負担	その他	
(1) 事業推進に関する検討						
(2) 栽培技術力・経営力向上のための取組						
(3) 安定供給体制構築のための取組						
計						

注1: 取組内容の欄は、取組の内容を具体的に記入すること。

2: 「備考」の欄は、総事業費に対する国庫補助金の割合を記入すること。

3: 「備考」の欄は、事業実施主体以外の団体が別途事業費を負担する場合には、その団体名、補助金額及び補助率を記入すること。

4 事業全体の実施スケジュール

取組の実施時期	取組内容	本事業 の活用	取組項目	具体的な取組内容
月				
月				
月				
月				
月				
月				

注1:本事業の活用の欄は、取組のうち本事業を活用する取組には「○」を、本事業を活用しない取組には「×」を記入すること。

2:取組項目の欄は、第2の3総括表の取組項目の(1)～(3)を記入すること。

3:適宜、行を追加して記入すること。

5 事業完了予定(又は完了) 年 月 日

第3 取組の内容

1 事業推進に関する検討

開催時期	開催場所	参集範囲	検討内容	備考
年 月				
年 月				
年 月				

注1:「参集範囲」の欄は、協議会の構成員以外の者が参加する場合には、その者の所属機関名、氏名も併せて記入すること。

2:適宜、行を追加して記入すること。

2 栽培技術力・経営力向上のための取組

(1)研修ほ場の設置等

ア 研修ほ場の内容

設置場所	ほ场面積 (a)	受入予定 人数(人)	研修回数、 期間	管理主体名	研修内容及び指導者名等	備考

注1:管理主体名は、研修ほ場の責任者名(又は管理する機関名)を記入すること。

2:「設置場所」の欄は、研修ほ場を設置する市町村名・地域名を、特定の機関の敷地内に設置する場合には機関名を記入すること。

3:適宜、行を追加して記入すること。

イ 研修ほ場を活用した技術講習会等の内容

実施時期	開催場所	参加予定人数 (人)	回数、期間	講習会等の内容及び講師名等	備考
年 月					
年 月					

注1:講習会等の内容の欄は、講習会の内容、講師名等について具体的に記入すること。

2:適宜、行を追加して記入すること。

(2)新たな栽培技術の実証等

ア 実証ほ場の内容

作物名	設置場所	ほ場面積 (a)	管理主体名	実証内容、実証データの分析や活用方針、指導者名等	備 考

注1:管理主体名は、実証ほに関する責任者名(又は管理する機関名)を記入すること。

2:「設置場所」の欄は、実証ほを設置する市町村名・地域名を、特定の機関の敷地内に設置する場合には機関名を記入すること。

3:適宜、行を追加して記入すること。

イ 実証ほ場を活用した技術講習会等の内容

実施時期	開催場所	参加予定人数 (人)	回数、期間	講習会等の内容及び講師名等	備考
年 月					
年 月					

注1:講習会等の内容の欄は、講習会の内容、講師名等について具体的に記入すること。

2:適宜、行を追加して記入すること。

(3)労働時間や生産コストの分析等

ア 分析の目的・内容等

--

注:分析を行う場合は、その理由(現状、課題を含む。)及び目的・内容等を具体的に記入すること。

イ 分析に基づく技術講習会等の内容

実施時期	開催場所	参加予定人数 (人)	回数、期間	講習会等の内容及び講師名等	備考
年 月					
年 月					

注1:講習会等の内容の欄は、講習会の内容、講師名等について具体的に記入すること。

2:適宜、行を追加して記入すること。

(4)栽培技術・経営力向上マニュアル等の作成

マニュアル等の名称	作成時期	作成部数	配付対象	内 容	備 考
	年 月	部			

令和2年度に本事業を活用し、同様の取組を行っていない場合、右欄に「○」を記入

注1:「備考」の欄には、作成部数の根拠を記入すること。

(5)栽培技術・経営力向上に係るソフトウェア等の導入実証

実証期間	ソフトウェア等 開発元	ソフトウェア等 の名称	実証内容	備考
年 月 ～ 年 月				

注:適宜、行を追加して記入すること。

(6)経営力向上・表示制度に係る研修会等

実施時期	開催場所	参加予定人数 (人)	回数、期間	研修会等の内容及び講師名等	備考
年 月					
年 月					

注1:研修会等の内容の欄は、研修会の内容、講師名等について具体的に記入すること。

2:適宜、行を追加して記入すること。

(7)有機農業への新規就農者及び転換者の土づくり技術実証

管理主体名	作物名	ほ場面積 (a)	設置場所	実証内容、使用する肥料及び土壌改良資材、指導者名等	備 考
土づくり技術実証において利用するたい肥等は、有機JAS規格の別表1に定める肥料又は土壌改良資材である場合、右欄に「○」を記入					

注1:管理主体は、協議会が必要と認めた新規就農者及び転換者とし、管理主体名、作物名等を記入すること。

2:備考欄には、管理主体ごとに、本事業及び過年度事業を活用した土づくり技術実証が何取組目かを記入すること(今回初めて取り組む場合は「1取組目」)。

3:適宜、行を追加して記入すること。

(8)上記(1)～(7)の取組成果を共有するための報告会等

実施時期	開催場所	参加予定人数 (人)	回数	報告会等の内容	備考
年 月					
年 月					

注1:報告会等の内容の欄は、具体的に記入すること。

2:適宜、行を追加して記入すること。

3 安定供給体制構築のための取組

(1)販売戦略等に係る意見交換会等

実施時期	開催場所	参加予定人数(人)			意見交換会等の内容	備考
		生産者	実需者	その他		
年 月						
年 月						

令和2年度に本事業を活用し、同様の取組を行っていない場合、右欄に「○」を記入

注:適宜、行を追加して記入すること。

(2)生産・出荷効率化に係る講習会等

実施時期	開催場所	参加予定人数(人)			意見交換会等の内容	備考
		生産者	実需者	その他		
年 月						
年 月						

注:適宜、行を追加して記入すること。

(3)生産・出荷効率化に係るソフトウェア等の導入実証

実証期間	ソフトウェア等 開発元	ソフトウェア等 の名称	実証内容	備考
年 月 ～ 年 月				

注:適宜、行を追加して記入すること。

(4)需要調査

実施時期	調査等先	把握内容・事項	活用方法	備考
年 月				
年 月				

令和2年度に本事業を活用し、同様の取組を行っていない場合、右欄に「○」を記入

注:適宜、行を追加して記入すること。

(5)展示会への出展、実需者の招へい・商談等

実施時期	開催場所	参加予定人数(人)			展示会・招へい・商談等の内容	備考
		生産者	実需者	その他		
年 月						
年 月						

注1:招へい内容・商談、意見交換等の内容の欄は、可能な範囲で具体的に記入すること。

注2:適宜、行を追加して記入すること。

(6)加工品の試作開発

ア 有機農産物加工食品の試作品開発

実施時期	開発責任者 氏名・所属	試 作 内 容 及 び 方 法	備考
年 月			

注:本事業で対象とする試作品が複数ある場合は、適宜、行を追加して記入すること。開発責任者の欄は、試作品を作成する責任者名・所属を記入すること。

イ 試作品の活用計画

実施時期	試作品を活用する場	活 用 内 容	備考
年 月			

注:本事業で対象とする試作品が複数ある場合は、適宜、行を追加して記入すること。

(7)学校給食等での利用拡大

ア 有機農産物等の利用拡大の取組概要

取組概要	備考

注:有機農産物等の利用拡大で行う取組やイベントの内容、利用を拡大する有機農産物等の品目や数量(利用拡大する場合は、現状と取組実施時の量など増加している内容)を記入すること。

イ 利用拡大に向けた取組内容

実施時期	取組項目	具体的な内容	備考
年 月			
年 月			
年 月			

注:取組項目欄には、学校給食等での利用拡大に向けて行う意見交換会、納品規格やマニュアルの作成、有機農業に関する資料の作成などの取組を記入すること。

4 農業機械及び食品加工機械のリース導入

①リース導入の内容

機械等名				数量		台	備 考
メーカー・機種・型式				保管・設置場所			
機械導入を行う取組名	新たな栽培技術の実証等		労働時間や生産コストの分析等		加工品の施策開発		
機械の用途							
主な利用者							
規模決定の考え方							
リース事業者			入札方式	一般競争 ・ 指名競争			
リース物件価格		千円	指名競争入札で業者を選定した場合は、その考え方				
リース導入する機械の能力は、現在所有している機械を上回るものである。							

- 注1: 複数の機械等をリースする場合は、適宜、行を追加して機械等ごとに記入すること。
- 2: 機械導入を行う取組名の欄には、機械導入を行う取組について該当する欄に○を記入すること。
- 3: 「リース物件価格(千円)」の欄には、リースを行う機械等の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(税抜価格))を記入すること。
- 4: 「規模決定の考え方」の欄は、機械等の能力を決定(導入する機械等の能力、年間稼働日数、利用面積、台数、単価等)した計算過程について、その根拠となる機械等の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

②リース料助成額

リース期間	開始日～終了日(事業実施期間内)	～	(日)	備 考
リース物件取得予定価格(消費税抜き)	①		(円)	
リース期間終了後の残存価格(消費税抜き)	②		(円)	
リース料助成額(注2)	③		(円)	
リース諸費用 (保険料、固定資産税(償却資産)、金利)(消費税抜き)	④	(諸費用内訳) (保険料 円、固定資産税 円、 金利 円)	(円)	
消費税	⑤		(円)	
事業実施主体負担リース料(消費税込み) ①－②－③＋④＋⑤	⑥		(円)	
(参考) リースに要する事業費(消費税込み) ③＋⑥			(円)	

注1:リース料助成額は、A、Bのいずれか小さい額を記入すること(千円未満は切り捨て)。

A:①×(リース期間/法定耐用年数)×1/2以内

B:(①－②)×1/2以内

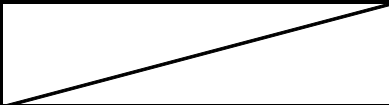
2:複数の機械等をリースする場合は、機械等ごとにそれぞれ作成すること。

3:リース事業者の見積書の写し、機種・型式がわかるカタログ等の資料を添付すること。

第4 成果目標

1 販路確保型

(1)有機農業への新規就農者及び転換者の人数

基準年(令和2年度)の有機農業 者数		事業実施年度	目標年度	現状値の把握方法
		(令和3年度)	(令和6年度)	
	有機農業への新規就農者及び転換者の人数(増加数)			

(2)新たに有機JAS認証を取得した農業者数

基準年(令和2年度)の有機JASを取得している農業者数		事業実施年度	目標年度	現状値の把握方法
		(令和3年度)	(令和6年度)	
	新たに有機JAS認証を取得した農業者数(増加数)			

(3)【参考指標】国際水準の有機農業の取組面積

区分			現状値① (令和2年度)	事業実施年度 (令和3年度)	目標年度② (令和6年度)	増減(ha) ③=②-①	増減率(%) (②-①)/①	現状値の 把握方法
国際水準の有機農業の取組面積(ha)						0.0ha		
うち有機JAS認証面積(ha)						0.0ha		
品 目 名	①	国際水準の有機農業の取組面積(ha)				0.0ha		
		うち有機JAS認証面積(ha)				0.0ha		
	②	国際水準の有機農業の取組面積(ha)				0.0ha		
		うち有機JAS認証面積(ha)				0.0ha		
	③	国際水準の有機農業の取組面積(ha)				0.0ha		
		うち有機JAS認証面積(ha)				0.0ha		
	④	国際水準の有機農業の取組面積(ha)				0.0ha		
		うち有機JAS認証面積(ha)				0.0ha		

注1: 国際水準の有機農業の取組面積は、延べ面積ではなく実面積とし、本事業の実施地区において事業に参加する生産者の取組面積の計を記入すること。

2: 品目は、本事業の対象とする品目を記入することし、4品目以上ある場合は上位品目を記入すること。

(4)【参考指標】有機農産物等の出荷量

区分			現状値① (令和2年度)	事業実施年度 (令和3年度)	目標年度② (令和6年度)	増減(円) ③=②-①	増減率(%) (②-①)/①	現状値の 把握方法
有機農産物等の総出荷量(t)						0.0t		
品 目 名	①	有機農産物等の出荷量(t)				0.0t		
	②	有機農産物等の出荷量(t)				0.0t		
	③	有機農産物等の出荷量(t)				0.0t		
	④	有機農産物等の出荷量(t)				0.0t		

注: 品目は、本事業の対象とする品目を記入することし、4品目以上ある場合は上位品目を記入すること。

2 供給拡大型

(1) 成果目標及び参考指標の選定

①有機JAS認証を取得した農産物の出荷量		②有機JAS認証を取得した取組面積		③有機JAS認証を取得した農産物の販売額	
----------------------	--	-------------------	--	----------------------	--

注: 成果目標とする指標を1つ選択し、「○」を記入すること。なお、選択しなかった指標は参考指標とすること。

(2) 成果目標及び参考指標の数値

① 有機JAS認証を取得した農産物の出荷量

区分		現状値① (令和2年度)	事業実施年度 (令和3年度)	目標年度② (令和6年度)	増減(円) ③=②-①	増減率(%) (②-①)/①	現状値の 把握方法
有機JAS認証を取得した農産物の総出荷量(t)					0.0t		
品 目 名	① 有機JAS認証を取得した農産物の出荷量(t)				0.0t		
	② 有機JAS認証を取得した農産物の出荷量(t)				0.0t		
	③ 有機JAS認証を取得した農産物の出荷量(t)				0.0t		
	④ 有機JAS認証を取得した農産物の出荷量(t)				0.0t		

注: 品目は、本事業の対象とする品目を記入することし、4品目以上ある場合は上位品目を記入すること。

② 有機JAS認証を取得した取組面積

区分		現状値① (令和2年度)	事業実施年度 (令和3年度)	目標年度② (令和6年度)	増減(ha) ③=②-①	増減率(%) (②-①)/①	現状値の 把握方法
有機JAS認証を取得した取組面積(ha)					0.0ha		
品 目 名	① 有機JAS認証を取得した取組面積(ha)				0.0ha		
	② 有機JAS認証を取得した取組面積(ha)				0.0ha		
	③ 有機JAS認証を取得した取組面積(ha)				0.0ha		
	④ 有機JAS認証を取得した取組面積(ha)				0.0ha		

注1: 有機JAS認証を取得した取組面積は、延べ面積ではなく実面積とし、本事業の実施地区において事業に参加する生産者の取組面積の計を記入すること。

2: 品目は、本事業の対象とする品目を記入することし、4品目以上ある場合は上位品目を記入すること。

③ 有機JAS認証を取得した農産物の販売額

区分			現状値① (令和2年度)	事業実施年度 (令和3年度)	目標年度② (令和6年度)	増減(円) ③=②-①	増減率(%) (②-①)/①	現状値の 把握方法
有機JAS認証を取得した農産物の総販売額(円)						0円		
品 目 名	①	有機JAS認証を取得した農産物の販売額(円)				0円		
	②	有機JAS認証を取得した農産物の販売額(円)				0円		
	③	有機JAS認証を取得した農産物の販売額(円)				0円		
	④	有機JAS認証を取得した農産物の販売額(円)				0円		

注:品目は、本事業の対象とする品目を記入することし、4品目以上ある場合は上位品目を記入すること。

第5 添付資料

- (1):事業実施主体の規約及び推進体制(有機農産物安定供給体制構築事業のうち本事業以外の有機農産物関係事業との連携を担う窓口担当者を含む)の分かる資料を添付すること。
- (2)事業の実施経費に係る根拠資料(見積書及びカタログ等の写し、謝金又は賃金の算定根拠)
- (3)本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書(案)の写し
- (4)その他、地方農政局長が必要と認める資料

【別紙】事業実施経費

(1)経費の配分及び負担区分

区 分	事業費(円) ①=②+③+④	負担区分(円)			総事業費に占める 国庫負担金の割合 ②/①	備 考
		国庫負担金 ②	自己資金 ③	その他 ④		
有機農産物安定供給体制構築事業のうち オーガニックビジネス実践拠点づくり事業					0%	

注:「備考」の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」)を記入すること。

(2)事業費の内訳

事業内容	費目	細目	実施計画			実績報告	備考
			単価(円) ①	員数 ② (人数、回数等)	事業費 金額(円)(①×②)	事業費(円)	
事業推進に関する 検討							
計					0円	0円	
栽培技術力・経営 力向上のための取 組							
計					0円	0円	

安定供給体制構築 のための取組							
計					0円	0円	
総計					0円	0円	

注1:実施要綱本体別表3(補助対象経費)の費目、細目ごとに記入すること。

2:「備考欄」は、単価、員数等の根拠を具体的に記入すること。

3:経費算定の根拠とした資料(見積書等の写し)を添付すること。

4:適宜、行を追加して記入すること。

【別紙】構成員一覽

[illegible]

有機農業推進総合対策のうち
有機農産物安定供給体制構築事業
(オーガニックビジネス拡大支援事業)

事業実施計画書

事業実施年度： 年度

事業実施主体名： _____

第1 事業の概要

1 事業実施体制の概要

(1) 事業実施主体の概要

事業実施 主体名					(フリガナ) 代表者氏名		代表者の所属 組織の名称							
事業実施主体事務局が所在する住所				〒										
事務局 連絡 先	事業 担当者	役職・氏名・年齢												
		電話番号				メールアドレス								
	経理 担当者	役職・氏名・年齢												
		電話番号				メールアドレス								
構 成 員	所属・役職			氏名		分類		所属・役職			氏名		分類	
業務経験(農産物等の販売戦略の提案 等を行うコンサルティング業務、有機農産 物等の商談業務)				氏名		業務		業務経験の内容						
過去の国の補助事業の取組状況														

注1: 事業実施主体の推進体制の分かる資料を添付すること。

2: 構成員欄が不足する場合は、別紙により構成員一覧を添付すること。

3: 事業実施主体の構成員の分類の欄には、「学識経験者」、「生産者」、「流通業者」、「実需者」等の分類を記入すること。

4: 業務経験の欄には、本業務と類似の業務(農産物等の販売戦略の提案等を行うコンサルティング業務や有機農産物等の商談業務)の経験がある構成員等及びその業務経験の内容を記入すること。

5: 過去の国の補助事業の取組状況の欄には、事業実施主体及び事業実施主体を構成する一部において、過去3力年間(H30～R2)に取り組んだ補助事業の「名称」、「事業実施年度」及び「事業内容」を記入すること。なお、実施したことがない場合には「該当無し」と記入すること。

(2)事業実施主体以外の関係者・団体

関係者	所属・役職	氏名	役割	所属・役職	氏名	役割

注1:事業実施主体以外の組織や者に、本業務の一部の実施を依頼する場合は、その者を記入すること(ただし、オーガニックプロデューサーは不要。)

2:役割欄には、事業実施主体の構成員以外の事業関係者(事業の一部を委託する予定の者、研修講師を依頼する専門家等)を記入すること。

第2 事業の実施方針

1 事業実施における課題

--

注:事業実施における課題の欄には、本事業を実施する背景や解決に向けて取り組む課題を記入すること。

2 成果目標

成果目標	
成果目標の具体的な内容	
事後評価の検証方法	

注1: 成果目標の欄には、別紙8のⅣ第1の4に基づき、事業実施主体が自ら設定した成果目標を記入すること。

2: 成果目標の具体的な内容の欄には、成果目標ごとの目標達成に向けた取組内容、取組回数等を記入すること。

3 事業実施方針

--

注1:事業実施方針の欄には、1の課題解決や2の成果目標達成のため、どのような方針で本事業を行うか具体的に記入すること。

第3 事業の内容

1 事業推進に関する検討

開催時期	参集範囲	検討内容	備考
年 月			
年 月			
年 月			

注1: 参集範囲の欄には、事業実施主体以外の者が参加する場合には、その者の所属機関名、氏名も併せて記入すること。

2: 適宜、行を追加して記入すること。

2 オーガニックプロデューサーの派遣

(1) オーガニックプロデューサー選定の方針

--

(2) オーガニックプロデューサーの情報(予め選定が決まっている者)

氏名	所属・役職	専門分野	これまでの実績と期待される活動

注1: 本欄には、オーガニックプロデューサーとして選定する者が予め決定していれば、記入すること。

なお、記入に当たっては、できる限り本人の了解を得るように努めること。

2: 専門分野の欄は、「生産技術」、「販売」、「流通」等、オーガニックプロデューサーの専門分野を記入(複数可)すること。

3: 適宜、行を追加して記入すること。

(3) オーガニックプロデューサーの派遣先の決定手順

実施時期	決定手順
年 月	

注: 活動内容を取りまとめるフォーマットがあれば添付すること。

(4)オーガニックプロデューサーの活動計画

活動計画

注:活動計画の欄には、どのような提案を行うか、また1つの実践拠点への派遣回数、派遣人数等を具体的に記入すること。

3 オーガニックプロデューサー会議の開催

(1) オーガニックプロデューサー会議の開催

開催時期	開催場所	会議内容	備考
年 月			
年 月			
年 月			

注: 適宜、行を追加して記入すること。

(2)有機農業やその関連業界に知見を有する者の招へい

氏名	所属・役職	専門分野	これまでの実績と期待される活動

注:オーガニックプロデューサー会議に有機農業や関連業界に知見を有する者を招へいする場合、記載すること。

4 実践拠点と実需者とのマッチング及び商談の支援

(1) 実践拠点と実需者とのマッチングの実施

実施時期	開催地域	実需者数	取組内容	備考
年 月				
年 月				
年 月				

注1: 取組の内容の欄には、取組のねらい、取組の内容、見込まれる効果等について具体的に記入すること。

2: 適宜、行を追加して記入すること。

(2) 実践拠点の農業者や関係者が出展するビジネス商談会の開催

開催時期	開催地域	取組内容	備考
年 月			

注1: 取組の内容の欄には、取組のねらい、取組の内容、見込まれる効果、商談シートに載せる出展者情報等について具体的に記入すること。

2: 適宜、行を追加して記入すること。

(3) 実践拠点とのマッチングやビジネス商談会に招へいする実需者

招へいを予定する実需者情報	事業実施主体との関係	備考

注: 実践拠点とのマッチングに招へいする実需者及び当該実需者と事業実施主体のこれまでの関係を記入すること。

5 成果の普及

(1) 報告書の作成と内容紹介の予定

作成時期	報告書の内容	普及方法	備考
年 月			

注: 普及方法の欄には、事業成果の情報発信の具体的な方法、対象者、媒体等を記入すること。

6 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取 組 項 目	本事業 の活用	事業の内容
月			
月			
月			
月			
月			
月			

注1: 本事業の活用の欄には、取組のうち本事業を活用する場合には「○」を、本事業を活用しない取組には「×」を記入すること。

2: 適宜、行を追加して記入すること。

7 事業完了予定(又は完了) 年 月 日

第4 添付資料

- (1) 事業実施主体の組織及び運営についての規約(定款)等写し、財務諸表(又は収支予算書、収支決算書等)
- (2) 事業の実施経費に係る見積書、カタログ等の写し、謝金(又は賃金)の根拠資料
- (3) 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- (4) その他、生産局長が必要と認める資料

【別紙】事業実施経費

(1)経費の配分及び負担区分

区 分	事業費 (円) ①=②+③+④	負担区分 (円)			総事業費に占める 国庫負担金の割合 ②/①	備 考
		国庫負担金 ②	自己資金 ③	その他 ④		
有機農産物安定供給体制構築事業 (オーガニックビジネス拡大支援事業)					0%	

注:「備考」の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」を、
同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、
同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」)を記入すること。

(2)事業費の内訳

事業内容	費目	細目	実施計画			実績報告	備考
			単価(円) ①	員数 ② (人数、回数等)	事業費 金額(円)(①×②)	事業費(円)	
事業計画の検討							
計					0円	0円	
オーガニックプロ デューサーの派遣							
計					0円	0円	

オーガニックプロ デューサー会議の 開催							
計					0円	0円	
実践拠点と実需者 とのマッチング及び 商談の支援							
計					0円	0円	
成果の普及							
計					0円	0円	
総 計					0円	0円	

注1:実施要綱本体別表3(補助対象経費)の費目、細目ごとに記入すること。

2:「備考欄」は、単価、員数等の根拠を具体的に記入すること。

3:経費算定の根拠とした資料(見積書等の写し)を添付すること。

4:適宜、行を追加して記入すること。

【別紙】構成員一覽

[illegible]

有機農業推進総合対策のうち
有機農産物安定供給体制構築事業(産地間・自治体間
連携支援事業のうち自治体間連携活動支援事業)

事業実施計画書

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

第1 事業の概要

1 事業実施体制の概要

(1) 事業実施主体の概要

事業実施 主体名		(フリガナ) 代表者氏名			代表者の所属 組織の名称			
事業実施主体事務局が所在する住所		〒						
事務局 連絡先	事業 担当者	役職・氏名・年齢						
		電話番号		メールアドレス				
	経理 担当者	役職・氏名・年齢						
		電話番号		メールアドレス				
構 成 員	所属・役職		氏名	分類	所属・役職		氏名	分類
過去の国の補助事業の 取組状況								

注1: 事業実施主体の推進体制の分かる資料を添付すること。

2: 事業実施主体の構成員の分類の欄には、「学識経験者」、「生産者」、「流通業者」、「実需者」、「農業関連団体関係者」などの分類を記入すること。

3: 過去の国の補助事業の取組状況の欄には、事業実施主体及び事業実施主体を構成する一部において、過去3力年間(H30～R2)に取り組んだ補助事業の「名

(2) 事業実施主体以外の関係者・団体

関 係 者	所属・役職	氏名	役割	所属・役職	氏名	役割

注1: 事業実施主体以外の組織や者に、本業務の一部の実施を依頼する場合は、その者を記入すること。

2: 役割欄には、事業実施主体の構成員以外の事業関係者(事業の一部を委託する予定の者、研修講師を依頼する専門家等)を記入すること。

第2 事業の実施方針

1 事業実施における課題

--

注:事業実施における課題の欄には、本事業を実施する背景や解決に向けて取り組む課題を記入すること。

2 成果目標

成果目標	
成果目標の具体的な内容	
事後評価の検証方法	

注1: 成果目標の欄には、別紙8のⅥ第1の3に基づき、事業実施主体が自ら設定した成果目標を記入すること。

2: 成果目標の具体的な内容の欄には、成果目標ごとの目標達成に向けた取組内容、取組回数等を記入すること。

3 事業実施方針

--

注:事業実施方針の欄には、1の課題解決や2の成果目標達成のため、どのような方針で本事業を実施するか具体的に記入すること。

第3 事業の内容

1 有機農業の推進に関心を持つ自治体を参集した会議の開催

開催時期	参 集 範 囲	規模(参加者数)	セミナー等の内容	備考
年 月				

注1:セミナー等の内容の欄は、自治体のほか、産地やその他の有機農業関係者の相互連携を促すために必要なテーマや実施内容等を含むこととし、概要を記入すること。

2:適宜、行を追加して記入すること。

2 展示交流会の開催

開催時期	参 集 範 囲	規模(参加者数)	展示交流会の内容	備考
年 月				

注1: 展示交流会の内容の欄は、地方自治体や民間企業等に有機農業の先進的な取組や技術等を共有できるよう工夫する内容を含むこととし、概要を記入すること。

2: 適宜、行を追加して記入すること。

3 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取 組 項 目	本事業の活用	事業の内容
月			
月			
月			
月			
月			
月			

注1: 本事業の活用の欄は、取組のうち本事業を活用する場合には「○」を、本事業を活用しない取組には「×」を記入すること。

2: 適宜、行を追加して記入すること。

4 事業完了予定(又は完了) 年 月 日

第4 添付資料

- (1) 事業実施主体の組織及び運営についての規約(定款)等写し、財務諸表(又は収支予算書、収支決算書等)
- (2) 事業の実施経費に係る見積書、カタログ等の写し、謝金(又は賃金)の根拠資料
- (3) 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- (4) その他、生産局長が必要と認める資料

【別紙】事業実施経費

(1)経費の配分及び負担区分

区 分	事業費 (円) ①=②+③+④	負 担 区 分 (円)			総事業費に占める 国庫負担金の割合 ②/①	備 考
		国庫負担金 ②	自己資金 ③	その他 ④		
有機農産物安定供給体制構築事業(産地間・自治体間連携支援事業のうち自治体間連携活動支援事業)					0%	

注:「備考」の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、

(2)事業費の内訳

事業内容	費目	細目	実施計画			実績報告	備考
			単価(円) ①	員数 ② (人数、回数等)	事業費 金額(円)(①×②)	事業費(円)	
有機農業の推進に関心を持つ自治体を参集した会議の開催							
計					0円	0円	

展示交流会の開催							
計					0円	0円	
総計					0円	0円	

注1:実施要綱本体別表3(補助対象経費)の費目、細目ごとに記入すること。

2:「備考欄」は、単価、員数等の根拠を具体的に記入すること。

3:経費算定の根拠とした資料(見積書等の写し)を添付すること。

4:適宜、行を追加して記入すること。

【別紙】構成員一覽

[illegible]

有機農業推進総合対策のうち
有機農産物安定供給体制構築事業(産地間・自治体間
連携支援事業のうち生産技術課題対応実証事業)

事業実施計画書

事業実施年度： 年度

事業実施主体名： _____

第1 事業の概要

1 事業実施体制の概要

(1) 事業実施主体の概要

事業実施 主体名				(フリガナ) 代表者氏名		代表者の所属 組織の名称								
事業実施主体事務局が所在する住所				〒										
事務局 連絡先	事業 担当者	役職・氏名・年齢												
		電話番号				メールアドレス								
	経理 担当者	役職・氏名・年齢												
		電話番号				メールアドレス								
構 成 員	所属・役職			氏名		分類		所属・役職			氏名		分類	
業務経験(有機農業者向けの講習会)														
過去の国の補助事業の取組状況														

注1: 事業実施主体の推進体制の分かる資料を添付すること。

2: 構成員欄が不足する場合は、別紙により構成員一覧を添付すること。

3: 事業実施主体の構成員の分類の欄には、「栽培技術指導関連団体」、「農業機械等メーカー」、「学識経験者」、「生産者」、「研究者」、「農業関連団体関係者」などの分類を記入すること。

4: 業務経験の欄には、本事業と類似の業務(有機農業者向けの講習会)の経験がある構成員等及びその業務経験の内容を記入すること。

5: 過去の国の補助事業の取組状況の欄には、事業実施主体及び事業実施主体を構成する一部において、過去3力年間(H30～R2)に取り組んだ補助事業の「名称」、「事業実施年度」及び「事業内容」を記入すること。なお、実施したことがない場合には「該当無し」と記入すること。

(2)事業実施主体以外の関係者・団体

関係者	所属・役職	氏名	役割	所属・役職	氏名	役割

注1:事業実施主体以外の組織や者に、本業務の一部の実施を依頼する場合は、その者を記入すること。

2:役割欄には、事業実施主体の構成員以外の事業関係者(事業の一部を委託する予定の者、研修講師を依頼する専門家等)を記入すること。

第2 事業の実施方針

1 事業実施における課題

--

注: 事業実施における課題の欄には、本事業を実施する背景や解決に向けて取り組む課題を記入すること。なお、実証の対象とする品目、栽培体系等を簡潔に記入すること。

2 成果目標

成果目標	
成果目標の具体的な内容	
事後評価の検証方法	

注1: 実証の対象とする品目、栽培体系等を簡潔に記入すること。

2: 成果目標の欄には、要綱別紙8の別記Ⅵ第1の3に基づき、事業実施主体が自ら設定した成果目標を記入すること。

3: 成果目標の具体的な内容の欄には、成果目標ごとの目標達成に向けた取組内容、取組回数等を記入すること。

3 事業実施方針

--

注:事業実施方針の欄には、1の課題解決や2の成果目標達成のため、どのような方針で本事業を実施するか具体的に記入すること。なお、実証の対象とする品目、栽培体系等を簡潔に記入すること。

第3 事業の内容

1 事業推進に関する検討

開催時期	参集範囲	検討内容	備考
年 月			
年 月			
年 月			

注1: 参集範囲の欄には、構成員や関係者以外の者が参加する場合には、その者の所属機関名、氏名も併せて記入すること。

2: 適宜、行を追加して記入すること。

2 生産技術課題の解決に向けた実証の取組

(1) 実証の概要

実証を行う品目及び栽培体系	
実証に用いる農業機械等の仕様	
導入実績	
実証により明確にすべき使用条件及び改良が想定される事項	
実証に用いる農業機械等の導入時のサポート体制	

注1: 実証に用いる農業機械等の仕様の欄は、実証し改良する農業機械等の種類や型番、仕様を記入すること(地域条件に応じ複数の農業機械等を選択し、組み合わせる場合は、実証に用いる農業機械等を列記すること。)

2: 導入実績の欄には、過去3年以内における、実証する農業機械等の有機農業者への導入実績等を記入すること。

3: 導入時の農業者へのサポート体制の欄には、実証を行う農業機械等の取扱い店舗網やサポートの体制、その内容を具体的に記入すること。

4: 必要に応じ、農業機械等のカタログ等を添付すること。

(2)産地実証(デモンストレーション)の内容

実施時期	実施地域	実証内容	備考
年 月			
年 月			
年 月			

注1:実証内容の欄には、実証ほ場の状況や実証の具体的な内容等を記入すること。

2:実施地域は1種類の農業機械等あたり2ヶ所以上を選定することとし、実施地域毎にどの農業機械等を実証するか記入すること。

3:適宜、行を追加して記入すること。

3 成果の普及

(1)成果講習会の開催

開催時期	開催地域	規模(参加者数)	講習会の内容	備考
年 月				
年 月				
年 月				

注:適宜、行を追加して記入すること。

(2)成果報告書の作成

作成時期	報告書の内容	普及方法	備考
年 月			

注:成果講習会以外の普及方法欄には、事業成果の情報発信の具体的な方法、対象者、媒体等を記入すること。

4 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取 組 項 目	本事業 の活用	事業の内容
月			
月			
月			
月			
月			
月			

注1: 本事業の活用の欄は、取組のうち本事業を活用する場合には「○」を、本事業を活用しない取組には「×」を記入すること。

2: 適宜、行を追加して記入すること。

5 事業完了予定(又は完了) 年 月 日

第4 添付資料

- (1) 事業実施主体の組織及び運営についての規約(定款)等写し、財務諸表(又は収支予算書、収支決算書等)
- (2) 事業の実施経費に係る見積書、カタログ等の写し、謝金(又は賃金)の根拠資料
- (3) 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- (4) その他、生産局長が必要と認める資料

【別紙】事業実施経費

(1)経費の配分及び負担区分

区 分	事業費 (円) ①=②+③+④	負 担 区 分 (円)			総事業費に占める 国庫負担金の割合 ②/①	備 考
		国庫負担金 ②	自己資金 ③	その他 ④		
有機農産物安定供給体制構築事業 (産地間・自治体間連携支援事業のうち生産 技術課題対応実証事業)					0%	

注:「備考」の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」を、

(2)事業費の内訳

事業内容	費目	細目	実施計画			実績報告	備考
			単価(円) ①	員数 ② (人数、回数等)	事業費 金額(円)(①×②)	事業費(円)	
事業推進に関する 検討							
計					0円	0円	
生産技術課題の解 決に向けた実証の 取組							
計					0円	0円	

成果の普及							
計					0円	0円	
総計					0円	0円	

注1:実施要綱本体別表3(補助対象経費)の費目、細目ごとに記入すること。

2:「備考欄」は、単価、員数等の根拠を具体的に記入すること。

3:経費算定の根拠とした資料(見積書等の写し)を添付すること。

4:適宜、行を追加して記入すること。

【別紙】構成員一覽

[illegible]

有機農業推進総合対策のうち
有機農産物安定供給体制構築事業(産地間・自治体間
連携支援事業のうち流通技術課題対応実証支援事業)

事業実施計画書

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

第1 事業の概要

1 事業実施体制の概要

(1)事業実施主体の概要

事業実施 主体名				(フリガナ) 代表者氏名		代表者の所属 組織の名称						
事業実施主体事務局が所在する住所			〒									
事務局 連絡先	事業 担当者	役職・氏名・年齢										
		電話番号				メールアドレス						
	経理 担当者	役職・氏名・年齢										
		電話番号				メールアドレス						
構 成 員	所属・役職		氏名		分類		所属・役職		氏名		分類	
業務経験(出荷情報共有化の仕組み(アプリ ケーションに限らない)を提供している者が参 画しているか)												
過去の国の補助事業の 取組状況												

注 1: 事業実施主体の推進体制の分かる資料を添付すること。

2: 事業実施主体の構成員の分類の欄には、「学識経験者」、「生産者」、「流通業者」、「実需者」、「農業関連団体関係者」などの分類を記入すること。

3: 業務経験の欄には、本業務と類似の業務(出荷情報共有化の仕組み(アプリケーションに限らない))を提供している構成員が居れば、その者の氏名及びその業務の具体的内容を記入すること。

4: 過去の国の補助事業の取組状況の欄には、事業実施主体及び事業実施主体を構成する一部において、過去3力年間(H30～R2)に取り組んだ補助事業の「名称」、「事業実施年度」及び「事業内容」を記入すること。なお、実施したことがない場合には「該当無し」と記入すること。

(2)事業実施主体以外の関係者・団体

関係者	所属・役職	氏名	役割	所属・役職	氏名	役割

注1:事業実施主体以外の組織や者に、本業務の一部の実施を依頼する場合は、その者を記入すること。

2:役割欄には、事業実施主体の構成員以外の事業関係者(事業の一部を委託する予定の者、研修講師を依頼する専門家等)を記入すること。

第2 事業の実施方針

1 事業実施における課題

--

注:事業実施における課題の欄には、本事業を実施する背景や解決に向けて取り組む課題を記入すること。

2 成果目標

成果目標	
成果目標の具体的な内容	
事後評価の検証方法	

注 1: 成果目標の欄には、別紙8のⅦ第1の3に基づき、事業実施主体が自ら設定した成果目標を記入すること。

2: 成果目標の具体的な内容の欄には、成果目標ごとの目標達成に向けた取組内容、取組回数等を記入すること。

3 事業実施方針

--

注:事業実施方針の欄には、1の課題解決や2の成果目標達成のため、どのような方針で本事業を実施するか具体的に記入すること。

第3 事業の内容

1 事業推進に関する検討

開催時期	参集範囲	検討内容	備考
年 月			
年 月			
年 月			

注1: 参集範囲の欄は、構成員や関係者以外の者が参加する場合には、その者の所属機関名、氏名も併せて記入すること。

2: 適宜、行を追加して記入すること。

2 流通技術課題の実証

(1) 実証に用いる集出荷情報を共有するための仕組み

仕組みの概要	
導入実績	
導入時のサポート体制	

注1: 仕組みの概要の欄は、実証を行う「仕組み」の概要(アプリケーション等についてはその仕様、スマートフォンやタブレット型端末等での操作の可否等)を具体的に記入すること。

2: 導入実績の欄には、過去3年以内における、実証する集出荷情報共有のための仕組みの農業者への導入実績等を記入すること。

3: 導入時のサポート体制の欄には、集出荷情報の仕組み導入後に継続して提供されるサポートの体制や内容を具体的に記入すること。

4: 必要に応じて、実証に使用するアプリケーションやシステム等のカタログや実証の考え方を示す図等を添付すること。

(2) 実証の対象地域(又は対象出荷グループ)及び内容

実施時期	対象地域又は対象出荷グループ	規模(有機農業者数)	実証内容	実需者数	備考
年 月					

注1: 実証参加者数の欄には、対象地域毎に実証に参加する全ての者(農業者、実需者等)の人数を記入し、うち有機農業者数の欄には、有機農業者数を記入すること。

2: 実証内容の欄には、出荷情報を共有する品目や期間、実証の具体的な内容数等を記入すること。

3: 適宜、行を追加して記入すること。

(3)実証結果の活用方針

--

注:実証結果となる集めた集出荷情報や実証スキーム等について今後の活用方針を具体的に記入すること

3 成果の普及

作成時期	報告書の内容	普及方法	普及対象人数	備考
年 月				

注:普及方法の欄には、事業成果の情報発信の具体的な方法(実践拠点や自治体を広く参集するセミナー等)、参加人数、媒体等を記入すること。

5 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取組項目	本事業の活用	事業の内容
月			
月			
月			
月			
月			
月			

注1:本事業の活用の欄は、取組のうち本事業を活用する場合には「○」を、本事業を活用しない取組には「×」を記入すること。

2:適宜、行を追加して記入すること。

6 事業完了予定(又は完了) 年 月 日

第4 添付資料

- (1)事業実施主体の組織及び運営についての規約(定款)等写し、財務諸表(又は収支予算書、収支決算書等)
- (2)事業の実施経費に係る見積書、カタログ等の写し、謝金(又は賃金)の根拠資料
- (3)本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- (4)その他、生産局長が必要と認める資料

【別紙】事業実施経費

(1)経費の配分及び負担区分

区 分	事業費 (円) ①=②+③+④	負担区分 (円)			総事業費に占める 国庫負担金の割合 ②/①	備 考
		国庫負担金 ②	自己資金 ③	その他 ④		
有機農産物安定供給体制構築事業(産地間・自治体間連携支援事業のうち流通技術課題対応実証支援事業)					0%	

注:「備考」の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」)を記入すること。

(2)事業費の内訳

事業内容	費目	細目	実施計画			実績報告	備考
			単価(円) ①	員数 ② (人数、回数等)	事業費 金額(円)(①×②)	事業費(円)	
事業推進に関する検討							
計					0円	0円	
流通技術課題の実証							
計					0円	0円	

成果の普及							
計					0円	0円	
総計					0円	0円	

注1:実施要綱本体別表3(補助対象経費)の費目、細目ごとに記入すること。

2:「備考欄」は、単価、員数等の根拠を具体的に記入すること。

3:経費算定の根拠とした資料(見積書等の写し)を添付すること。

4:適宜、行を追加して記入すること。

【別紙】構成員一覽

[illegible]

有機農業推進総合対策事業のうち
国産有機農産物等バリューチェーン構築推進事業

事業実施計画書

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

第1 事業の概要

1 事業実施体制の概要

(1)事業実施主体の概要

事業実施 主体名					(フリガナ) 代表者氏名		代表者の所属 組織の名称							
事業実施主体事務局が所在する住所				〒										
事務局 連絡先	事業 担当者	役職・氏名・年齢												
		電話番号				メールアドレス								
	経理 担当者	役職・氏名・年齢												
		電話番号				メールアドレス								
構 成 員	所属・役職			氏名		分類		所属・役職			氏名		分類	
過去の国の補助事業の 取組状況														
構成員が過去に行った消費者 向けイベント開催等の実績														
構成員が過去に行った有機食品販 売業者とのイベントの実績														

注1: 事業実施主体の推進体制の分かる資料を添付すること。

2: 事業実施主体の構成員の役割の欄に、「学識経験者」、「生産者」、「食品製造事業者」、「流通業者」、「有機JAS検査員資格保有者」、「有機JAS認証(加工)事業者」などの役割を記入すること。

3: 過去の国の補助事業の取組状況の欄に、事業実施主体及び事業実施主体を構成する一部において、過去3カ年間(H30～R2)に取り組んだ補助事業の「名称」、「事業実施年度」及び「事業内容」を記入すること。なお、実施したことがない場合には「該当無し」と記入すること。

- 4: 構成員が過去に行った消費者向けイベント開催等の実績の欄に、開催者氏名、イベントの名称、内容及び参加者数等について記入すること。
- 5: 構成員が過去に行った有機食品販売業者とのイベントの実績の欄に、イベントの開催者氏名、イベントの名称、内容、有機食品販売業者の名称及び参加者数等について記入すること。

(2) 事業実施主体以外の関係者・関係団体

関係者	所属・役職・団体名	氏名(団体の場合は代表者氏名)	役割	所属・役職・団体名	氏名(団体の場合は代表者氏名)	役割

注1: 事業実施主体以外の組織や者に一部業務を委託する場合等に記述すること。

2: 役割の欄には、事業実施主体との関係が分かるように記入すること。

第2 事業の実施方針

1 事業実施における課題

--

注: 事業実施における課題の欄には、本事業を実施する背景や解決に向けて取り組む課題を記入すること。

2 成果目標

成果目標	
成果目標の具体的な内容	
事後評価の検証方法	

注1: 成果目標の欄には、別紙8のⅦ第1の3に基づき、事業実施主体が自ら設定した成果目標を記入すること。

2: 成果目標の具体的な内容の欄には、成果目標ごとの目標達成に向けた取組内容、取組回数等を記入すること。

3 事業実施方針

--

注: 事業実施方針の欄には、1の課題解決や2の成果目標達成のため、どのような方針で本事業を実施するか具体的に記入すること。

第3 事業の内容

1 国産有機農産物活用 of 取組事例集の作成

(1) 作成する事例集の概要

具体的な内容	
--------	--

注: 具体的な内容の欄には、取組事例集の構成案やボリューム等について、可能な範囲で記入すること。

(2) 事例集作成スケジュール

実施時期	取 組 項 目	本事業 の活用	事業の内容(取材先・取組についても具体的に記入)
月			
月			
月			
月			
月			

注1: スケジュールはサポーターズへの事例調査から、完成した事例集をSNS又はホームページ等への掲載までを記載すること。

2: 本事業の活用の欄は、取組のうち本事業を活用する場合には「○」を、本事業を活用しない取組には「×」を記入すること。

3: 適宜、行を追加して記入すること。

2 国産有機農産物等活用ワークショップの開催

開催時期	開催場所	規模 (参加人数) (人)	取 組 内 容	サポーターズとの連携、注目度を高める工夫	備考
年 月					
年 月					
計		0			

注1: 取組内容の欄には、内容、周知方法、ワークショップに見込む効果等について具体的に記入すること。

2: サポーターズとの連携、注目度を高める工夫の欄には、国産有機サポーターズとの連携策や消費者参加型の催しなど注目度を高める工夫の内容などを記入すること。

3: 適宜、行を追加して記入すること。

3 有機加工食品に関する講習会の開催

実施時期	開催場所	講師	規模 (参加人数) (人)	講習会内容	備考
年 月					
年 月					
計			0		

注1: 講習会内容の欄には、講習会の内容、参加者の募集方法、見込む効果等について具体的に記入すること。

2: 適宜、行を追加して記入すること。

4 有機農業及び有機食品表示制度に関する研修会の開催

実施時期	開催場所	講師	規模 (参加人数) (人)	研修会内容	備考
年 月					
年 月					
計			0		

注1: 研修会内容の欄には、研修会の内容、参集範囲、参加者の募集方法、見込む効果等について具体的に記入すること。

2: 適宜、行を追加して記入すること。

5 取り組みの情報発信

情報発信に使用するツール	具体的な周知の方法	備 考

注1: 情報発信に使用するツール欄には、国産有機サポーターズの活動情報を掲載する場所(ホームページ、SNS等)について記入すること。

2: 具体的な周知の方法の欄には、消費者がホームページやSNSに掲載している情報に触れる機会を増加させるための方法について具体的に記入すること。

3: 適宜、行を追加して記入すること。

6 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取 組 項 目	本事業 の活用	事業の内容
月			
月			
月			
月			
月			
月			

注1: 本事業の活用の欄は、取組のうち本事業を活用する場合には「○」を、本事業を活用しない取組には「×」を記入すること。

2: 適宜、行を追加して記入すること。

7 事業完了予定(又は完了) 年 月 日

第4 添付資料

- (1) 事業実施主体の組織及び運営についての規約(定款)等写し、財務諸表(又は収支予算書、収支決算書等)
- (2) 事業の実施経費に係る見積書、カタログ等の写し、謝金(又は賃金)の根拠資料
- (3) 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- (4) その他、生産局長が必要と認める資料

【別紙】事業実施経費

(1)経費の配分及び負担区分

区 分	事業費 (円) ①=②+③+④	負 担 区 分 (円)			総事業費に占める 国庫負担金の割合 ②/①	備 考
		国庫負担金 ②	自己資金 ③	その他 ④		
国産有機農産物等バリューチェーン構築推進事業					0%	

注:「備考」の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」)を記入すること。

(2)事業費の内訳

事業内容	費目	細目	実施計画			実績報告	備考
			単価(円) ①	員数 ② (人数、回数等)	事業費 金額(円)(①×②)	事業費(円)	
国産有機農産物等 活用の取組事例集 の作成							
計					0円	0円	
国産有機農産物活 用ワークショップの 開催							
計					0円	0円	

有機加工食品に関する講習会の開催							
計					0円	0円	
有機農業及び有機食品表示制度に関する研修会の開催							
計					0円	0円	
取り組みの情報発信							
計					0円	0円	
総 計					0円	0円	

注1:実施要綱本体別表3(補助対象経費)の費目、細目ごとに記入すること。

2:「備考欄」は、単価、員数等の根拠を具体的に記入すること。

3:経費算定の根拠とした資料(見積書等の写し)を添付すること。

4:適宜、行を追加して記入すること。

【別紙】構成員一覽

[illegible]

有機農業推進総合対策のうち
有機農業新規参入者技術習得等支援事業
(有機農業新規参入者技術習得支援事業)

実施状況報告書

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

注：事業実施状況報告書は、別添1-1(事業実施計画書)の2ページ目以降を流用すること。

有機農業推進総合対策のうち
有機農業新規参入者技術習得等支援事業
(有機農地集約化試行支援事業)

実施状況報告書

事業実施年度： 年度

事業実施主体名： _____

注：事業実施状況報告書は、別添1-2(事業実施計画書)の2ページ目以降を流用すること。

有機農業推進総合対策のうち
有機農産物安定供給体制構築事業
(オーガニックビジネス実践拠点づくり事業)

実施状況報告書

事業実施年度： 年度

事業実施主体名： _____

都道府県名・市町村名： _____

注：事業実施状況報告書は、別添1-3(事業実施計画書)の2ページ目以降を流用すること。

有機農業推進総合対策のうち
有機農産物安定供給体制構築事業
(オーガニックビジネス拡大支援事業)

実施状況報告書

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

注：事業実施状況報告書は、別添1-4(事業実施計画書)の2ページ目以降を流用すること。

有機農業推進総合対策のうち
有機農産物安定供給体制構築事業(産地間・自治体間
連携支援事業のうち自治体間連携活動支援事業)

実施状況報告書

事業実施年度： 年度

事業実施主体名： _____

注: 事業実施状況報告書は、別添1-5(事業実施計画書)の2ページ目以降を流用すること。

有機農業推進総合対策のうち
有機農産物安定供給体制構築事業(産地間・自治体間
連携支援事業のうち生産技術課題対応実証事業)

実施状況報告書

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

注: 事業実施状況報告書は、別添1-6(事業実施計画書)の2ページ目以降を流用すること。

有機農業推進総合対策のうち
有機農産物安定供給体制構築事業(産地間・自治体間
連携支援事業のうち流通技術課題対応実証支援事業)

実施状況報告書

事業実施年度： 年度

事業実施主体名： _____

注：事業実施状況報告書は、別添1-7(事業実施計画書)の2ページ目以降を流用すること。

有機農業推進総合対策事業のうち
国産有機農産物等バリューチェーン構築推進事業

実施状況報告書

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

注：事業実施状況報告書は、別添1-8（事業実施計画書）の2ページ目以降を流用すること。